

令和5年度 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 総会 次 第

日時 令和5年6月1日(木)
13時00分 開場
13時30分 開始
場所 港北公会堂 講堂

1 あいさつ

港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会長 関 治美

2 議 題

- (1) 令和4年度事業報告について
- (2) 令和4年度歳入歳出決算について
- (3) 令和4年度会計監査報告について
- (4) 役員の一部改選について
- (5) 令和5年度事業計画(案)について
- (6) 令和5年度歳入歳出予算(案)について

3 情報提供

- (1) 関東大震災発災から100年を契機とした地域防災への取組について【総務課】
- (2) 令和5年度地域防災拠点訓練について【総務課】
- (3) 地域防災活動奨励助成金の申請等について【総務課】
- (4) 横浜防災ライセンス資機材取扱講習会の区独自実施に向けた会場募集について【総務課】
- (5) 港北区防災講演会の開催について【総務課】
～ 休 憩 ～
- (6) ハマッコトイレの地域要望(治具配布・動画公開)への対応について【環境創造局管路保全課】
- (7) アンケート結果を踏まえた資機材見直しの方向性について【総務課※】
- (8) 地域防災拠点における備蓄品の更新及び有効活用等について【総務課※】
- (9) 令和5年度地域防災拠点運営研修のご案内について【総務課※】
(※説明:総務局地域防災課)
- (10) 災害時のペット対策・井戸について【生活衛生課】
- (11) 地域防災拠点における医療機関開設情報の取扱いにつて【福祉保健課】
- (12) 災害時の飲料水の確保 訓練・体験メニューについて【水道局菊名水道事務所】
- (13) 地域防災拠点の無線通信について【アマチュア無線非常通信協力会】
- (14) 災害ボランティア連絡会について【災害ボランティア連絡会】
- (15) 災害用コミュニケーションボード等の再配布について【横浜市社会福祉協議会】

4 質疑応答

5 おわりに

港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 顧問 (港北区長) 漆原 順一

令和5年度 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 総会
議案書

令和5年6月1日(木)

港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

目 次

- 議題1 令和4年度事業報告書
- 議題2 令和4年度歳入・歳出決算書
- 議題3 令和4年度会計監査報告書
- 議題4 役員の一部改選(案)
- 議題5 令和5年度事業計画書(案)
- 議題6 令和5年度歳入・歳出予算書(案)
- 令和5年度港北区地域防災拠点運営委員会一覧

令和4年度事業報告書

事業内容	期日・場所等
<p>1 会議の開催</p> <p>(1) 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 総会の開催 (役員の改選、令和3年度事業報告及び決算、令和4年度事業計画書及び予算の議決、その他情報提供)</p>	<p>令和4年5月26日(木) 港北公会堂</p>
<p>(2) 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 連絡会の開催 (各地域防災拠点運営訓練の事例共有等)</p>	<p>令和4年12月20日(金) 書面開催</p>
<p>2 運営委員会の防災体制の整備及び強化</p> <p>(1) 地域防災活動奨励助成金の交付 (120,000円×29拠点、訓練経費・資機材の購入及び点検費用等に活用)</p>	<p>29拠点交付</p>
<p>(2) 各地域防災拠点運営訓練の実施(全拠点) (避難者の受け入れ、情報受伝達及び資機材取扱等を訓練)</p>	<p>通 年</p>
<p>(3) アマチュア無線非常通信協力会港北支部による情報受伝達訓練 (各地域防災拠点及び区本部との通信実施)</p>	<p>通 年</p>
<p>3 防災備蓄庫資機材の点検(全拠点) エンジンカッター、発電機及び移動式炊飯機の点検</p>	<p>(区役所が実施)</p>
<p>4 備品等の購入 訓練用段ボール間仕切り及び床面板(5セット) 簡易組立ベッド等(13床)</p>	<p>令和4年10月 令和5年3月</p>

令和4年度
歳入・歳出 決算書

<内訳>

1 歳入の部

単位:円

項目	予算額①	決算額②	差引①-②	説明
横浜市地域防災活動奨励助成金	3,480,000	3,480,000	0	12万円×29拠点
日本赤十字港北地区委員会事業助成金	500,000	500,000	0	
繰越金	57,675	57,675	0	前年度からの繰越金
収入合計	4,037,675	4,037,675	0	

2 歳出の部

単位:円

項目	予算額①	決算額②	差引①-②	説明
横浜市地域防災活動奨励助成金	3,480,000	3,480,000	0	全29拠点に12万円ずつ配付
防災資機材点検費	400,000	0	400,000	区役所が実施
防災資機材購入費等	100,000	466,290	△ 366,290	訓練用段ボール間仕切り、簡易組立ベッド等の購入
事務費	57,675	24,640	33,035	助成金等の振込手数料
支出合計	4,037,675	3,970,930	66,745	

歳入総額 **4,037,675** 円

歳出総額 **3,970,930** 円

差引残高 **66,745** 円

※残高は繰越金として令和5年度予算に計上します

令和5年6月1日

港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会
会長 関 治美 様

港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

監事 石川 賢治

監事 井上

監 査 報 告 書

港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会の令和4年度の会計監査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告します。

- 1 監査年月日 令和5年6月1日
- 2 監査対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 3 監査事項 令和4年度 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会計
- 4 監査の結果及び意見 令和4年度港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会計に係る帳簿及び証票類等を監査した結果、適正かつ正確に処理されていたことを認めます。

役員改選(案)

【現 行】

役 職	氏 名(敬称略)
会 長	関 治美
副 会 長	川島 武俊
副 会 長	小島 清

【改 選 後】

役 職	氏 名
会 長	
副 会 長	
副 会 長	

令和5年度事業計画書(案)

事業内容	期日・場所等
<p>1 会議の開催</p> <p>(1) 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 総会の開催 (令和4年度事業報告及び決算、役員の一部改選、令和5年度事業計画書及び令予算の議決)</p> <p>(2) 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 連絡会の開催 (各地域防災拠点運営訓練の事例発表等)</p> <p>2 運営委員会の防災体制の整備及び強化</p> <p>(1) 地域防災活動奨励助成金の交付 (120,000円×29拠点、訓練経費・資機材の点検費用等に活用)</p> <p>(2) 各地域防災拠点運営訓練の実施 (情報受伝達、資機材取扱い等を訓練)</p> <p>(3) アマチュア無線非常通信協力会港北支部による情報受伝達訓練 (各地域防災拠点29拠点及び区本部との通信実施)</p> <p>3 防災備蓄庫資機材の点検 発電機、移動式炊飯機の点検</p> <p>4 資機材等の購入</p>	<p>令和5年6月1日(木) 港北公会堂</p> <p>令和5年12月(予定) 港北公会堂</p> <p>29拠点交付</p> <p>通 年</p> <p>通 年</p> <p>令和6年 1～2月(予定)</p> <p>通年</p>

令和5年度
歳入・歳出予算書(案)

<内訳>

1 歳入の部

単位:円

項 目	本年度予算額①	前年度予算額②	差引①-②	説 明
横浜市地域防災活動奨励助成金	3,480,000	3,480,000	0	12万円×29拠点
日本赤十字港北地区委員会事業助成金	500,000	500,000	0	
繰越金	66,745	57,675	9,070	前年度からの繰越金
収入合計	4,046,745	4,037,675	9,070	

2 歳出の部

単位:円

項 目	本年度予算額①	前年度予算額②	差引①-②	説 明
横浜市地域防災活動奨励助成金	3,480,000	3,480,000	0	全29拠点に12万円ずつ配付
防災資機材点検費	400,000	400,000	0	備蓄資機材点検の委託費
防災資機材購入費等	100,000	100,000	0	備蓄用資機材の購入等
日本赤十字港北地区委員会事業助成金返還金	9,150	0	9,150	前年度分の返還金
事務費	57,595	57,675	△ 80	振込手数料及び事務用品の購入等
支出合計	4,046,745	4,037,675	9,070	

歳入総額 **4,046,745** 円

歳出総額 **4,046,745** 円

差引残高 **0** 円

港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会則

(目的及び設置)

第1条 港北区内の地域防災拠点運営委員会(以下「運営委員会」という。)相互の緊密な連絡及び連携を図ることによって、港北区内の防災力の向上に寄与することを目的とし、港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所轄事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 港北区内の防災対策に関すること。
- (2) 運営委員会の運営助成に関すること。
- (3) 防災に係る研修及び訓練等の支援に関すること。
- (4) 協議会の予算及び決算に関すること。

(組織及び役員)

第3条 協議会は、運営委員会委員長又は委員長の指名する者、顧問及び参与をもって組織する。

2 顧問は、次の者をもって充てる。

- (1) 区長
- (2) 消防団長
- (3) 消防署長

3 参与は、次の者をもって充てる。

- (1) 地区連合会長
- (2) 港北消防団の団長が指名する消防団の団員
- (3) 地域防災拠点として指定された学校の校長
- (4) 福祉避難所となり得る施設の長
- (5) 消防署長が指名する消防署の職員
- (6) 区長が指名する区の職員
- (7) その他会長が必要と認める者

4 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

5 役員は、構成員の互選によって定める。

6 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 役員に欠員が生じた場合、補充再任する。その場合の補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第4条 会長は、協議会を代表し、会議を統括する。

2 副会長は、議会を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要の都度開催するものとする。

2 協議会の会議は、会長が招集する。

(経費)

第6条 協議会の経費は、横浜市からの助成金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第7条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、港北区役所総務部総務課(港北区大豆戸町26-1)に置く。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成8年6月5日から施行する。

(経過措置)

2 第7条の規定にかかわらず、協議会の設立初年度の会計年度は、この会則の施行の日から平成9年3月31日までとする。

附 則(平成9年3月17日議決)

この会則は、構成員の議決のあった日から施行する。

附 則(平成11年6月7日議決)

この会則は、構成員の議決のあった日から施行する。

附 則(令和4年5月26日議決)

この会則は、構成員の議決のあった日から施行する。

関東大震災発生から100年を契機とした 地域防災への取組について

令和5年6月1日
港北区総務課防災担当

令和5年9月1日
我が国の自然災害史上最悪の被害をもたらした
関東大震災（大正12年）の発災から100年の節目を迎えます。



現在の港北区域内の地震被害の様子が記録された
唯一残るとされる写真（大綱橋付近）※港北区制50周年記念誌より

関東大震災の神奈川・横浜における被害状況

震源域の直上に位置した神奈川県の被害は大きいものでした。

(住家全潰63,000軒 (東京府の2.5倍))

当時人口規模 (東京府400万人、神奈川県140万人) を考慮しても、
 神奈川県の被害は甚大であったことがうかがえます。

【横浜市内の被害】

住宅の被害棟数

35,000棟

死亡者数

26,600人

(うち火災によるもの

24,600人)



発災直後の関内外の様子※横浜市ウェブサイトより

過去の大規模震災の被害状況

	関東大震災	阪神・淡路大震災	東日本大震災
発生年月日	1923年 (大正12年) 9月1日 土曜日 午前11時58分	1995年 (平成7年) 1月17日 火曜日 午前5時46分	2011年 (平成23年) 3月11日 金曜日 午後2時46分
地震規模	マグニチュード M7.9	マグニチュード M7.3	モーメントマグニチュード Mw9.0
直接死・行方不明	約10万5千人 (うち焼死 約9割)	約5,500人 (うち窒息・圧死 約7割)	約1万8千人 (うち溺死 約9割)
災害関連死	-	約900人	約3,800人
全壊・全焼住家	約29万棟	約11万棟	約12万棟
経済被害	約55億円	約9兆6千億円	約16兆9千億円
当時のGDP	約149億円	約522兆円	約497兆円
GDP比	約37%	約2%	約3%
当時の国家予算	約14億円	約73兆円	約92兆円

※内閣府防災情報ページより

大地震は“また”起こる

震災は過去だけの出来事ではなく、近い将来にまた起こる可能性が高いとされています。

建物の耐震基準の厳格化や避難所の指定など、過去の震災時に比べてハード・ソフト両面で対策は進んでいますが、一人ひとりが日頃から災害に備えることがなにより重要であるとともに、「想定外」の出来事が起こることを認識しておかなければなりません。

横浜市において今後30年間に震度5弱以上の揺れに見舞われる確率(2021年3月時点)				
震度	5弱	5強	6弱	6強
確率	99.6%	86.0%	38.1%	5.8%

出典:「全国地震動予測地図2020年版 地図編」地震調査研究推進本部(2021年3月26日公表)

※広報よこはま港北区版
令和4年9月号より抜粋

過去の大地震の教訓～自助・共助の重要性～

内閣府「東日本大震災を踏まえた教訓」より抜粋

阪神・淡路大震災において、震災直後、倒壊家屋の下敷き等になり救助が必要となった人達の約8割が近隣住民らによって救出されたといわれている。今回の震災でも、津波の危険が差し迫る中で、地域住民同士による迅速・的確な情報伝達・避難誘導等により人的被害を防止し、避難所の設置・運営、避難者の受入れ、物資支援等において行政からの支援を待つことなく自助・共助による災害対応が有効に機能する状況があった。(中略)

一方、県、市町村、消防機関をはじめとする防災関係機関では、自らが被災しライフラインも途絶する中、発災直後から広範囲で同時多発する様々な事案への対応に追われた。(中略)公助による災害対応の限界が顕在化した。(中略)

自助・共助の重要性が再認識された今回の震災を踏まえ、本震災以前からの自助・共助への取組をより一層強化し、食料・医薬品の備蓄など自らの命を守るための日頃からの備えの重要性を更に啓発するとともに、実践的な訓練の実施や活動支援により地域における災害対応力の強化や人材育成などの取組を強化していく必要がある。

実践的な訓練を通じた災害対応力の向上

区役所では、関東大震災から100年の節目を、区民の皆さま一人ひとりが防災意識を高め、災害への備えを進める契機としていくため、様々な取組（別添参照）を進めていく予定です。

本日お集まりの皆さまにおかれましても、過去の大震災の教訓を活かし、大地震発生時の被害を最小限に抑えるため、**拠点訓練をより実践的な内容の実施**するなど、地域の災害対応力の向上のための取組を進めていただきますよう、お願いいたします。



夜間訓練（駒林小）



仮設トイレ取扱い（大豆戸小）

（参考）

港北区防災大使の任命

区役所では、区民の皆さまの自助・共助の意識を一層向上させるため、港北区にゆかりのある著名人を「**港北区防災大使**」に任命します。

区役所が行う防災関係事業への強力や、防災啓発用動画（Webサイト等で公開予定）に出演予定です。

詳細は、**6月末までに発表**予定です。

拠点連絡協議会総会資料（1）
（区連会4月定例会説明資料）
令和5年4月21日
港北区総務課防災担当

令和5年度 港北区防災関係事業についてのお知らせ

港北区役所では、令和5年9月1日に関東大震災発災から100年の節目を迎えることから、区民の皆さまの防災意識醸成のため、これまでに行ってきた事業に加えて新たな取組を実施する予定です。

自助・共助を推進し、地域の災害への備えにお役立ていただくため、ぜひご活用ください。
実施時期、申込方法（申込が必要な場合）等の詳細は別途ご案内いたします。

なお、実施内容は現時点の予定となり、変更する場合がありますので、ご承知おきください。

1 主な防災関係事業一覧

裏面のとおり

(担当)

総務課防災担当

大工保、新井田、亀本、渡部

TEL 045-540-2206

MAIL ko-bousai@city.yokohama.jp

【主な防災関係事業一覧】

実施時期 (※1)	事業名 (実施場所)	対象	申込	概要
6月1日 (木)	地域防災拠点運営委員会 連絡協議会 総会 (港北公会堂)	地域防災拠点 運営委員 連合町内会長等	※2	連絡協議会役員改選や予算決算等の承認に加え、各種情報提供を予定しています。
7月14日 (金)	防災講演会 (港北公会堂)	区民	不要	「災害時の医療」をテーマに、講演を行います。
7月～12月	防災キャラバン (申請団体が確保した会場)	地域団体 (自治会町 内会等)	要	外部講師による出前講座です。 「河川防災」、「マンション防災」、「災害時のトイレ」等、複数のテーマから希望により受講することができます。
8月27日 (日)	横浜市総合防災訓練 主催：横浜市 (日産スタジアム駐車場)	市民	不要	行政、関係機関、市民が参加する震災対策訓練です。 資機材の展示ブースや、防災イベントを合わせて実施します。
8月～9月頃	崖地相談会【新規】 (港北区役所)	区内の 宅地所有者	要	区内に崖地等を所有する方が、専門家に対応方法等について相談することができる個別相談会です。
8月～9月頃	横浜防災ライセンス資機材取扱研修会【新規】	地域防災拠点 運営委員	要	市が行っている、備蓄庫内の資機材取扱研修を区独自実施します。
9月1日 (金)	港北シェイクアウト！【新規】 (参加者が各自で実施)	区民 区内事業者	要	大規模地震の発生時の初動対応訓練を、区民・区内事業者の参加を募り実施します。
11月～1月頃	まるごとまちごとハザードマップの設置（調整中）	—	—	区内の電柱に、想定浸水深を表示した看板を設置します。
12月頃	地域防災拠点運営委員会 連絡協議会 連絡会 (港北公会堂)	地域防災拠点 運営委員 連合町内会長等	※2	地域防災拠点の訓練実施結果の共有等に加え、各種情報提供を予定しています。
1月頃	港北区防災ポータルサイトの開設【新規】 (港北区 Web サイト)	—	—	区民が防災情報をワンストップで確認できるポータルサイトを開設します。
3月上旬	防災啓発イベントの実施 【新規】（調整中）	区民	—	区内の商業施設と連携して、防災啓発を行うイベントを実施します。

※1 申込が必要となる場合、実施時期の2～3か月前を目途に周知します。

※2 実施1か月前を目途に対象の方宛てにご案内を送付します。

令和5年度 地域防災拠点訓練について

1 令和5年度の訓練実施について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症へ変更となり、コロナ禍で得た教訓を活かしながら、社会活動が活発化していくことが見込まれています。

各地域防災拠点運営委員会におかれましても、いつ起こってもおかしくない大地震に着実に備えていくため、発災時を想定したより有意義な訓練の実施に向けて、ご調整をお願いいたします。

2 訓練内容について

円滑な開設・運営を確保するため、次の訓練内容の実施をご検討ください。

	内容	訓練例
必ず実施していただきたい内容	運営委員の顔合わせ、役割確認	各委員の所属班と具体的な役割確認
	拠点内の動線確認	入口から避難スペースまでの経路や鍵の開錠方法の確認
	防災備蓄庫の整理整頓	期限切れ備蓄食料の確認や、収納方法の見直し
	情報受伝達訓練、避難者情報入力	無線による区本部との通信及び避難者情報のPC入力（原則市職員対応）
実施を推奨する内容 ※1	避難者受入訓練	受付設置、避難者カード記入、避難者カード集計、避難エリア分け
	避難生活訓練	仮設トイレ設置、応急給水、応急炊飯、夜間照明、宿泊
	救助資機材取扱訓練	発電機、投光器等の取扱
	環境改善資機材取扱訓練	段ボールベッド、着替用テント、パーテーションの設営
	要援護者受入訓練	福祉避難所との情報伝達や避難者の移送
	ペット同行避難受入訓練	ペット一時飼育スペースの設営
	自治会町内会との連携訓練	自治会町内会との情報伝達※2

※1 各運営委員会の事情により、実施内容を決定してください。

※2 令和4年9月に「地域防災拠点開設・運営マニュアル」が改定され、地域防災拠点と町の防災組織の間での使用が想定された報告様式が例示されました。

3 防災備蓄庫の整理整頓の推進について

備蓄資機材の増加による備蓄庫の狭隘化により、各拠点運営委員会の皆さまにはご負担をおかけしております。

しかしながら、直近での建替や増築の対応は難しいことから、今一度防災備蓄庫内の整理整頓の推進及び備蓄食料等の期限確認をお願いいたします。

4 新型コロナウイルス感染症の5類感染症へ変更に伴う避難所における感染対策等について

内閣府が発出した通知を踏まえ、横浜市危機管理室から次のとおり見解が示されています。

避難所等は災害時には一定期間、多くの方が集団生活をする場合があります。避難所等における感染対策は今後も必要となるため、可能な限り、次のとおり対応をお願いします。

【今後の避難所等での感染対策】

● 全ての避難所等での共通事項

- ・マスク着用及び手指衛生の推奨
- ・避難所等の定期的な換気及び清掃等の衛生管理

● 各避難所等の判断による追加事項（感染症（疑い含む）の感染状況により判断）

- ・受付時における避難者の体調確認（検温及び問取り等）及び有症状者との動線分け
 - ・避難者同士の距離の確保及び生活スペースの隔離（部屋分けや仕切りでの区切り等）
- ##### ● その他、各地域防災拠点運営委員会の委員長等が必要と認めたこと。

【感染対策用備蓄品】

マスクや消毒液など必要な物品は今後も継続して備蓄していただく予定としています。継続備蓄物品の更新や継続備蓄対象外の物品の回収などは、別途お知らせしていきます。

【各種マニュアルの改正】

コロナを契機に作成した「新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域防災拠点の開設・運営のポイント」については、今後、基本の運営マニュアル（「地域防災拠点」開設・運営マニュアル）に統合する予定です（改正後は別途通知します。）。

5 段ボール間仕切り等を活用した訓練について

港北区役所では、避難所での感染症対策やプライバシーの確保を目的として、区内企業と災害時に段ボール製品を調達する協定を締結し、発災時に希望する拠点に段ボール製間仕切り等を直接配送する予定です。

各拠点において段ボール製間仕切り等の設営訓練を希望する場合は、担当までお申し込みください。

(1) 配布セット数

最大3セット

(2) 申込方法

別添「段ボール製間仕切り等 申込書」を郵送、FAX、電子メールのいずれかで担当まで提出してください。

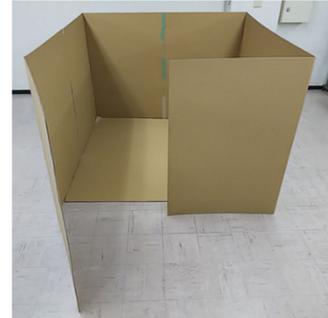
(3) 費用負担

連絡協議会の予算で負担します。

(各拠点運営委員会の負担なし)

(4) その他

申込多数となった場合、予算の都合上等の理由により、お受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。



段ボール製間仕切り

(担当)

港北区地域防災拠点運営委員会
連絡協議会事務局（港北区総務課防災担当）

おおくぼ に いだ かめもと わたなべ
大工保、新井田、亀本、渡部

TEL 045-540-2206 FAX 045-540-2209

MAIL ko-bousai@city.yokohama.jp

提出先：（郵送）〒222-0032 港北区大豆戸町26-1

（FAX）045-540-2209

（メール）ko-bousai@city.yokohama.jp

担当：港北区総務課防災担当 新井田、渡部

TEL 045-540-2206

段ボール製間仕切り等 申込書

申込日	令和 年 月 日
拠点名	小 ・ 中 学校
担当者氏名（連絡先）	（連絡先 ）
搬入希望日時	令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
訓練実施日時	令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
搬入場所	防災備蓄庫内 ・ その他（ ）
希望セット数 (最大3セット)	セット
その他 (ご要望等)	

地域防災活動奨励助成金の申請等について

令和5年度 提出書類

書類は令和5年6月30日（金）までに提出してください。

提出書類1 令和5年度 地域防災活動奨励助成金交付申請書

提出書類2 令和5年度 地域防災活動事業計画書

提出書類3 令和5年度 地域防災拠点運営委員会事業予算書

提出書類4 令和5年度 地域防災拠点運営委員会訓練予定表

※提出書類3の事業予算書については、運営委員会の活動にかかるすべての予算・収入を記載してください。

【手続きの流れ】

- ① 各委員会が、連絡協議会事務局（港北区総務課）に上記の書類を提出
- ② 事務局が提出書類を審査し、助成金の交付決定通知書及び請求書を各委員会に送付
- ③ 各委員会が、請求書を事務局（港北区総務課）に提出
- ④ 事務局が、各委員会に助成金の支払い

（担当）

港北区総務課防災担当

新井田、渡部

TEL 045-540-2206 FAX 045-540-2209

MAIL ko-bousai@city.yokohama.jp

港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会
会長

(申請者) _____学校地域防災拠点運営委員会
委員長 _____

令和5年度 港北区地域防災活動奨励助成金交付申請書

災害時の地域防災拠点の運営を円滑に行うため、標記助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、助成金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市地域防災活動奨励助成金交付要綱を遵守します。

交付申請金額 ￥ 120,000-

[添付書類]

- 1 事業計画書
- 2 事業予算書
- 3 訓練予定票

令和5年度 港北区地域防災活動事業計画書

学校地域防災拠点運営委員会

	事業名・内容	期日	参加数
運営に係わる事業			
管理に係わる事業			

【記載例】

令和5年度 港北区地域防災活動事業計画書

〇〇〇 小学校地域防災拠点運営委員会

	事業名・内容	期日 期間	参加 人数
運営 に 係 わ る 事 業	・地域防災拠点訓練打合せ	7月20日	30人
	・資機材取扱訓練	8月10日	50人
	・地域防災拠点訓練	9月5日	700人
	・地域防災拠点訓練反省会	10月8日	20人
管 理 に 係 わ る 事 業	・防災備蓄庫点検	2月25日	17人
	・資機材点検	6月9日	12人

令和5年度 港北区地域防災拠点運営委員会事業予算書

_____ 学校地域防災拠点運営委員会

1 収入の部

単位:円

項 目	予 算 額	前年度予算額	増△減	説 明
横浜市助成金	120,000	120,000	0	
収入合計額				

2 支出の部

単位:円

項 目	予 算 額	前年度予算額	増△減	説 明
支出合計				

※地域防災拠点の活動にかかる予算、収入は全て計上してください。

【記載例】

令和5年度 港北区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算書

〇〇〇 中 学校地域防災拠点運営委員会

1 収入の部

単位:円

項目	予算額	前年度予算額	増△減	説明
横浜市助成金	120,000	120,000	0	
～連合町内会からの補助	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		
前年度繰入金	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		
収入合計額	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		

2 支出の部

単位:円

項目	予算額	前年度予算額	増△減	説明
防災備蓄庫点検整備費	50,000	50,000	0	電池交換、修繕費
打合せ事務費	20,000	20,000	0	はがき代
備品購入費	50,000	50,000	0	机の購入
〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇
支出合計	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		

令和5年度 地域防災拠点運営委員会 訓練予定表

地域防災拠点名	学校地域防災拠点
訓練予定日時	年 月 日 時から
訓練内容	

【記載例】

令和5年度 地域防災拠点運営委員会 訓練予定表

地域防災拠点名	〇〇〇小 学校地域防災拠点
訓練予定日時	令和5年 11 月〇〇日 9時から
訓練内容	<ul style="list-style-type: none">・〇〇〇〇の訓練・アマチュア無線訓練

現時点で行う予定の訓練内容を記載してください。
※記載した内容を必ず行わなければならないわけではありません。

横浜防災ライセンス資機材取扱講習会の区独自実施に向けた会場募集について (依頼)

1 趣旨

横浜市では、地域防災拠点に設置された防災備蓄庫に備蓄されている資機材の取扱講習会（「横浜防災ライセンス資機材取扱講習会」）を実施し、拠点の開設・運営を担う中核的人材として、資機材取扱リーダーを養成しています。

しかし、市が行う講習会が近年港北区内で行われていないことや、参加人数に限りがあることから、区内の拠点運営委員の皆さまの受講機会を確保するため、同講習会を区内の地域防災拠点を会場として区独自に実施する予定です。

つきましては、実施場所と資機材のご提供のご協力をいただける地域防災拠点を募集いたします。

2 募集する地域防災拠点数

2 拠点

3 講習会の実施内容

(1) 実施予定回数及び時期

令和５年度に２拠点で各１回実施予定（９月、１月）

(2) 講習内容

避難生活や救助活動に必要な資機材が取り扱えるリーダー養成

- ・生活資機材取扱講習会：仮設トイレ、移動式炊飯器及び応急給水など
- ・救助資機材取扱講習会：発電機、エンジンカッター及びレスキュージャッキなど

(3) 参加人数（定員制）

次のとおり募集を予定しています。

- ・各地域防災拠点から、**２名**まで参加いただけます。
- ・会場をご提供いただける地域防災拠点から、**１０名**まで参加いただけます。
（参加人数の集中を防ぐため、当該会場の講習会のみへの参加に限ります）

－例－

ア ９月開催の講習会に２名参加→１月開催の講習会は参加不可

イ ９月開催の講習会に１名参加→１月開催の講習会に１名参加可能

4 募集期限及び方法

ご協力いただける地域防災拠点の方は、令和５年６月３０日（金）までに、防災担当に別紙をFAXまたはスキャンデータをメール（ko-bousai@city.yokohama.jp宛）で送付してください。

5 その他

- 2拠点以上の申込みがあった場合は、それぞれの地域防災拠点のエリアを考慮しつつ、実施拠点を決定します。
- 講習会の指導員や関係機関のスケジュールにより日時の調整をします。
- 実施拠点の決定後、学校や関係機関との日程調整については防災担当が行います。

(担当)

港北区総務課防災担当

新井田、渡部

TEL 045-540-2206 FAX 045-540-2209

MAIL ko-bousai@city.yokohama.jp

横浜防災ライセンス資機材取扱講習会会場の選定に関する調査票

_____学校地域防災拠点運営委員会
委員長_____

◆開催時期（予定）	令和5年9月	令和6年1月
◆備考		

※備考欄は、開催希望日や要望等がございましたらご記入をお願いいたします。

ご協力ありがとうございます。

（担当）
港北区総務課防災担当
新井田、渡部
TEL 045-540-2206 FAX 045-540-2209
MAIL ko-bousai@city.yokohama.jp

令和5年度 港北区防災講演会の開催について

港北区では、区民の皆さまの防災意識の醸成し、災害への備えを進めていただくため、毎年度「港北区防災講演会」を開催しています。

今年度は、港北区医師会副会長（たるまちクリニック院長）の片山時孝先生をお招きし、「災害時の医療の特殊性」をテーマにご講演いただきます。

地域防災拠点の運営に携わる皆さまにおかれましては、災害時の拠点の運営及び訓練内容に活かすことができる内容となっておりますので、ふるってご参加くださいますようお願いいたします。

1 実施概要

日時：令和5年7月14日（金）14時から15時30分まで（13時30分開場）

会場：港北公会堂 講堂

定員：300人（座席自由、車いす席3席あり）

参加費用：無料

申込方法：オンライン申請 又は 別添「参加申込書（地域防災拠点運営委員会用）」のご提出

（オンライン申請フォームはこちら）

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/5d7b4aea-ddf9-4ec4-a734-4e5857ee49b3/start>



2 講師・講演内容

（1）講師

片山 時孝 先生（港北区医師会副会長、たるまちクリニック院長）

略歴

1982年3月 東海大学医学部卒業

1989年3月 東海大学大学院医学研究科博士課程修了

「肝移植の基礎研究」で学位取得 医学博士

1991年8月 東海大学救命救急センター開設により救急医学教室に外科系指導医として出向

2001年11月 たるまちクリニック開業

2019年6月 港北区医師会副会長

「不死化幹細胞を用いたハイブリッド型人工肝臓」の研究では、12年間連続で科学研究費を取得されています。

また、腹部外傷や災害医療などをご専門とされており、東日本大震災などの災害現場にも参加されるなど、災害医療に豊富な経験を有されています。



（2）講演テーマ

「災害時の医療の特殊性」

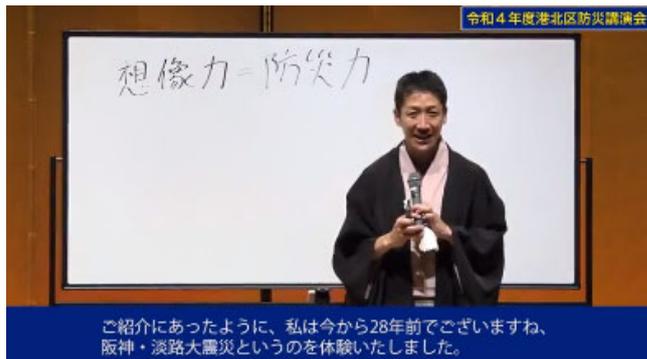
（講演時間 90分※質疑応答含）

(参考)

令和5年1月26日(木)に落語家の桂福丸さんをお招きして実施した令和4年度防災講演会「心と心をつなぐ防災～阪神・淡路大震災が決めた落語家人生～」の内容を、横浜市公式 YouTube チャンネル上に公開しました。

阪神・淡路大震災の経験を基に、「想像力」と「備え」の重要性を、落語家ならではの笑いを交えてご講演いただき、防災の要素を取り入れた落語も一席披露いただきました。

各運営委員会をはじめとした地域の皆さまの防災意識醸成にぜひお役立てください。



(講演の様子)



(掲載ページ QR コード)

※動画は、前、中、後編、落語編の4つに分かれています。

(担当)

港北区総務課防災担当

新井田、渡部

TEL 045-540-2206 FAX 045-540-2209

MAIL ko-bousai@city.yokohama.jp

提出先：(郵 送) 〒222-0032 港北区大豆戸町 26-1
(F A X) 045-540-2209
(メール) ko-bousai@city.yokohama.jp
担 当：港北区総務課防災担当 新井田、渡部
TEL 045-540-2206

地域防災拠点運営委員会用

令和5年度 港北区防災講演会 参加申込書

※各拠点で参加者をお取りまとめいただける場合は、こちらの様式をお使いください。
オンライン申込フォームで申込みをされる場合は、こちらの様式を提出する必要はありません。

日 時：令和5年7月14日(金) 14時～15時30分(開場13時30分)
場 所：港北公会堂 講堂(港北区大豆戸町26-1 港北区役所となり)
テーマ：災害時の医療の特殊性

ご提出日	年 月 日
地域防災拠点名	_____学校地域防災拠点運営委員会
ご参加予定人数	_____人

令和5年度 港北区防災講演会



熊本市消防局提供

大規模災害における 医療の特殊性

講師

港北区医師会副会長
たるまちクリニック

片山 時孝 氏

講演

令和5年7月 14 日(金)
14 時～15 時 30 分

会場

港北公会堂 講堂

申込

申込フォームから申込
(7月14日12時〆切)

申込フォームはこちら⇒



参加
無料

お問い合わせ

港北区総務課防災担当

TEL 540-2206 FAX540-2209

ハマッコトイレの地域要望（治具配布・動画公開）への対応について

これまで、地域防災拠点運営委員と市職員の共同で防災訓練の一環としてハマッコトイレの設置訓練を行った中で、地域から要望のあった事項について対応します。

1 貯留弁用開閉治具の配布について

令和2年度以前に整備済みのハマッコトイレ（全332拠点のうち港北区は21拠点）について、排水作業の容易性の向上のため、貯留弁用開閉治具（以下、治具という）を配備します。なお、令和3年度以降は、ハマッコトイレ 整備に合わせて治具を配備しております。

- ・配布予定時期：令和5年10月から12月予定
- ・配布箇所：各地域防災拠点の防災倉庫等（区役所、病院を含む）
- ・配布方法：委託業者より各地域防災拠点等に納入し、各学校（管理者等）の方からサインを受領します。

※1 ハマッコトイレの備品を地域防災倉庫以外に格納している場合は、地域防災委員の方々に治具の移動をお願いします。

- ・配布対象拠点：[別紙1](#)をご参照ください。

治具の大きさ



縦 78 cm × 横 48 cm × 高さ 7 cm
重さ 1.8 kg

治具の使用箇所



治具の設置状況



- ※2 治具の使用方法については、[別紙2](#)をご参照ください。

2 ハマッコトイレ（グランド埋設型）の使用法の動画公開について

ハマッコトイレをグランドに設置しているケースがあります。その場合、安全性を考慮してマンホールをグランドから7cm低いところに埋めています。このマンホールの探し方から設置までの手順の説明動画を作成しましたので、公開します（令和5年6月上旬 HP にアップ予定）。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/gesuido/bousai/sinsaitoire.html>



- ※3 このご案内の内容は、ハマッコトイレが整備されている各学校及び教育委員会に情報提供します。

（担当）
環境創造局管路保全課 金子
TEL 045-671-2829
MAIL ks-fukyu@city.yokohama.jp

対象拠点一覧

行政区	拠点名	整備 年度	貯留弁用 開閉治具 配布対象	グラウンド 埋設型
港北	新吉田第二小学校	H24	○	×
	北綱島小学校	H24	○	×
	綱島東小学校	H25	○	×
	新田中学校	H25	○	×
	樽町中学校	H26	○	×
	日吉南小学校	H27	○	×
	駒林小学校	H27	○	×
	新吉田小学校	H27	○	×
	大曾根小学校	H27	○	×
	篠原小学校	H28	○	×
	大綱小学校	H28	○	×
	新羽小学校	H28	○	×
	篠原西小学校	H29	○	×
	小机小学校	H30	○	×
	新田小学校	H30	○	○
	太尾小学校	H30	○	×
	菊名小学校	H30	○	×
	城郷小学校	R1	○	×
	矢上小学校	R2	○	○
	大豆戸小学校	R2	○	×
	港北小学校	R2	○	×
	城郷中学校	R3	×	×
	日吉台小学校	R3	×	×
	高田東小学校	R4	×	×
	綱島小学校	R4	×	×
	師岡小学校	R4	×	×
	高田中学校	R5	×	×
	下田小学校	R5	×	×
	箕輪小学校	R5	×	×
	港北区役所	R5	×	×
合計拠点数	30	—	21	2

ハマッコトイレ貯留弁用開閉治具の使用方法について

【目的】

貯留弁用開閉治具を使用することで、立ったまま取っ手を引き上げることができ、開閉治具の穴にストッパーを差し込むことで、汚水がすべて流れきるまで弁が開いている状態を維持することができるため、排水作業の容易性の向上が図られます。



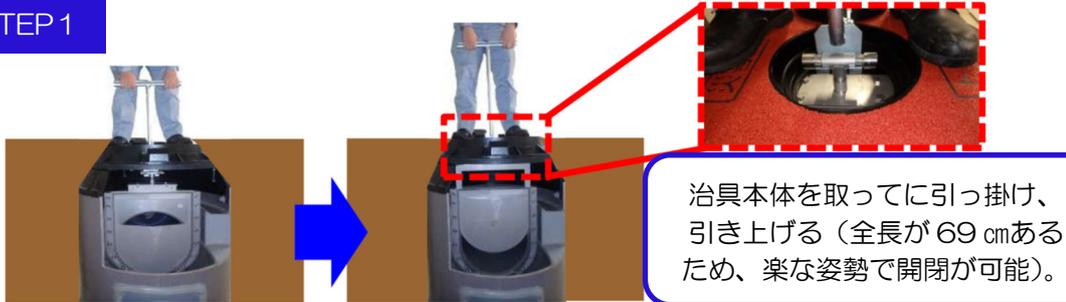
貯留弁引き上げ状況



貯留弁の開状態

【使い方】

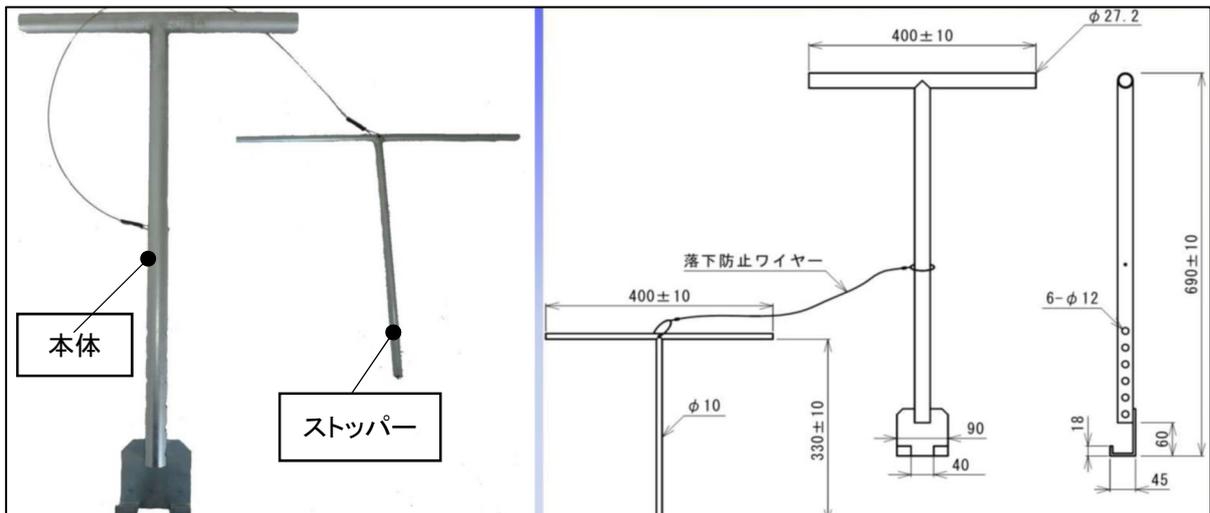
STEP 1



STEP 2



【製品図面】



アンケート結果を踏まえた資機材見直しの方向性について

令和4年度末に実施した、「地域防災拠点における資機材見直しに係るアンケート調査」の結果等を踏まえ、各地域防災拠点から救助資機材の一部を回収します。

1 回収対象資機材

エンジンカッター	2台
レスキュージャッキ	1台
応急担架用ポール	10本

エンジンカッターとジャッキについては、
拠点の希望により残すことも可能とします。



※同等品含む

2 回収時期及び場所

令和6年1～2月に、各地域防災拠点において回収します。

3 資機材回収の意向調査

(1) エンジンカッター及びジャッキ

令和5年7月31日までに、別添「救助資機材の残置希望 報告書」を総務課防災担当にFAXまたはスキャンデータをメールでご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、残置希望数量をとりまとめる必要があることから、報告が無い場合は、全て回収することとして処理させていただきます。

(2) 応急担架用ポール

過去に応急担架用ポールを使用した訓練実施時に、ポールが破損したことがあるなど、経年劣化が進んだポールを使用することによる避難者等の負傷リスクに鑑み、一律回収することとします。

(3) 資機材を拠点に残す場合の対応について

拠点に残置するエンジンカッター及びレスキュージャッキの維持・更新・廃棄等については、各拠点にてご対応くださいますようお願いいたします。

(担当)

港北区総務課防災担当

新井由、渡部

TEL 045-540-2206 FAX 045-540-2209

MAIL ko-bousai@city.yokohama.jp

令和5年 月 日

救助資機材の残置希望 報告書

エンジンカッター及びレスキュージャッキ（ガレージジャッキを含む）の残置希望について、以下のとおり報告します。

- ※ エンジンカッター及びレスキュージャッキそれぞれの項目について、選択肢1、2のいずれかに○をつけてください。
- ※ エンジンカッターについては、残置を希望する場合、下線部の空欄に数字を記入してください。

■ エンジンカッター

1. 回収を希望する（2台回収）
2. 2台中_____台残置希望

■ レスキュージャッキ（ガレージジャッキを含む）

1. 回収を希望する（1台回収）
2. 回収を希望しない（1台残置）

報告者

_____区 _____地域防災拠点運営委員会

担当：_____

【注意事項】

本報告書は、令和5年7月31日（月）までに総務課防災担当にご提出ください。

（担当）
港北区総務課防災担当
新井田、渡部
TEL 045-540-2206 FAX 045-540-2209
MAIL ko-bousai@city.yokohama.jp

令和5年6月1日

地域防災拠点運営委員長 各位

港北区総務課長

地域防災拠点における備蓄品の更新及び有効活用等について（依頼）

立夏の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃から横浜市の防災対策にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
令和5年度においても、備蓄食料等の更新及び有効活用を行います。

1 有効活用及び数量の報告

地域防災拠点（以下「拠点」という。）に備蓄している食料のうち、今年度更新を迎える食料については、拠点訓練において配布するなど有効活用をお願いします。

2 有効活用可能な備蓄食料及び数量の一覧

品目	配布可能箱数	製造年度 (ラベル色)	賞味期限
水缶詰	17箱 (24本/箱)	平成29年度 (青色ラベル)	令和6年8月31日
保存パン	10箱 (20食/1箱)	平成30年度 (黄色ラベル)	令和6年1月31日
おかゆ	5箱 (20食/1箱)	平成30年度 (黄色ラベル)	令和6年1月31日
クラッカー	2箱 (70食/箱)	平成30年度 (黄色ラベル)	令和6年1月31日又は 令和6年2月28日
ライスクッキー	1箱 (20食/箱)	平成30年度 (黄色ラベル)	令和6年1月31日

※発災時に使用できる食料が減ってしまいますので、上記以外の食料は配布しないでください。

3 配布可能時期等

別添「令和5年度 備蓄品の更新スケジュール（予定）」のとおり

4 留意点

- ・賞味期限切れのものを訓練等で配布しないよう、必ず期限を確認して配布してください。
- ・対象の備蓄食料以外は、訓練等で配布しないでください。
- ・年度内に期限が切れる「保存パン」「おかゆ」「クラッカー」「ライスクッキー」を活用する場合は、誤配布の原因となるため、必ず令和5年12月までに使い切ってください。
- ・誤配布や、備蓄庫に期限の切れた備蓄食料が残ってしまうことを防ぐため、確実に使用する数量のみ報告ください(使用せずに残った備蓄食料の再回収は行いません)。

5 有効活用数量の報告

有効活用予定の食料の数量を、令和5年7月31日までに、別添「備蓄食料の有効活用数量 報告書」を総務課防災担当に FAX またはスキャンデータをメールでご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、回収数量をとりまとめる必要があることから、報告が無い場合は、有効活用をしないものとして処理させていただきます。

6 その他

令和5年8月～9月に実施する備蓄品の配送・回収において、今年度更新分の備蓄品に加え、備蓄庫に残ってしまっている期限切れの備蓄食料も併せて回収する予定です。

そのため、訓練等の際に、更新予定の備蓄食料と併せて、備蓄庫の入口近くなどにまとめて置いていただけますと、回収漏れや誤回収が減りますので、お手数おかけしてしまいますが、ご協力をお願いいたします。

(担当)
港北区総務課防災担当
新井田、渡部
TEL 045-540-2206 FAX 045-540-2209
MAIL ko-bousai@city.yokohama.jp

令和5年 月 日

備蓄食料の有効活用数量 報告書

令和5年度に更新する予定の備蓄食料を拠点訓練等で有効活用します。

1 配布（予定）日

令和 年 月 日

2 訓練等での配布（有効活用）数量

水缶詰	保存パン	おかゆ	クラッカー	ライスクッキー
箱	箱	箱	箱	箱

3 報告者

_____区 _____地域防災拠点運営委員会

担当： _____

【注意事項】

本報告書は、令和5年7月31日（月）までに総務課防災担当にご提出ください。

（担当）
港北区総務課防災担当
新井田、渡部
TEL 045-540-2206 FAX 045-540-2209
MAIL ko-bousai@city.yokohama.jp

【別紙2】令和5年度 備蓄品の更新スケジュール（予定）

品目	4月	5月	6月	7月	8月～9月	～年度末
⇩備蓄食料⇩						
水缶詰				有効活用 の 報 告 期 限	【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（24本/箱×17箱） 【回収】平成29年度製造分（青色ラベル）（24本/箱×17箱）	<p>拠点訓練等での有効活用は、 令和5年度分の備蓄食料が配送された後から 開始してください。 (有効活用しない分は、8月～9月に全て回収します。)</p> <p>※ 有効活用する場合、必ず賞味期限内に 使い切ってください。</p> <p>※ 有効活用分として報告していただいた数量が余ってしまった場合でも、後からの回収は原則できません。</p>
保存パン					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×10箱） 【回収】平成30年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×10箱）	
おかゆ					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×5箱） 【回収】平成30年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×5箱）	
クラッカー					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（70食/箱×2箱） 【回収】平成30年度製造分（黄色ラベル）（70食/箱×2箱）	
ライスクッキー					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×1箱） 【回収】平成30年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×1箱）	
ビスケット					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（100食/箱×10箱） 【回収】平成29年度製造分（青色ラベル）（100食/箱×10箱）	
※ 区役所にのみ備蓄。 拠点では備蓄していません。						
スープ				有 効 活 用 不 可	【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（45食/箱×2箱） 【回収】平成30年度製造分（黄色ラベル）（45食/箱×1箱）	<p>スープ、粉ミルクについては、 年内に賞味期限が切れるため、有効活用不可 （8月～9月に全て回収します。）</p>
粉ミルク					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（20缶/箱×1箱） 【回収】令和4年度製造分（青色ラベル）（20缶/箱×1箱）	

品目	4月	5月	6月	7月	8月～9月	～年度末
⇩生活用品⇩（令和5年度は、旭区、磯子区、金沢区、港北区の拠点において更新予定）						
哺乳器				有 効 活 用 不 可	2020年1月に納入したものを回収し、 今年度購入分を配送します。	<p>有効活用不可 （8月～9月にすべて回収します。）</p>
小人用おむつ						
大人用おむつ						
生理用品						

品目	4月	5月	6月	7月	8月～9月	～年度末
⇩救助資機材⇩						
エンジンカッター				配 備 希 望 の 報 告 期 限		<p>1月～2月に回収予定 （残置分の更新・廃棄等は、 各地域防災拠点での対応となります。）</p>
レスキュージャッキ （ガレージジャッキを含む）						
応急担架用ボール				全 て 回 収		<p>1月～2月に回収予定 （劣化による破損のリスクに鑑み、一律回収としま す。）</p>
ヘルメット ※令和5年度は、 ・鶴見区 ・神奈川区 ・西区 ・中区 ・港南区 ・金沢区 ・港北区 ・瀬谷区 の拠点において更新予定。						<p>1月～2月に回収・配送予定 各拠点に配備されている老朽化が進んだヘルメットを 更新します。古いヘルメットを回収し、折り畳み式の ヘルメット（1拠点あたり10個）を配送します。</p>

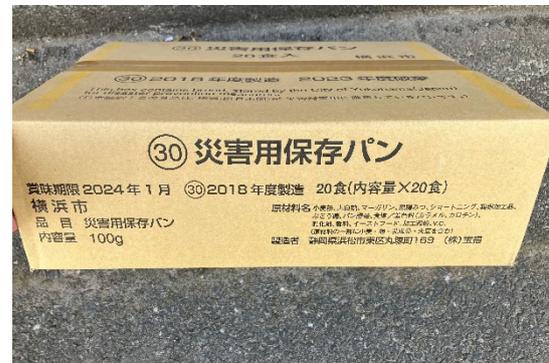
【令和5年度、地域防災拠点において有効活用可能なもの(5品目)】

(未使用分は、8月～9月の回収、及び1月～2月の回収で回収予定)

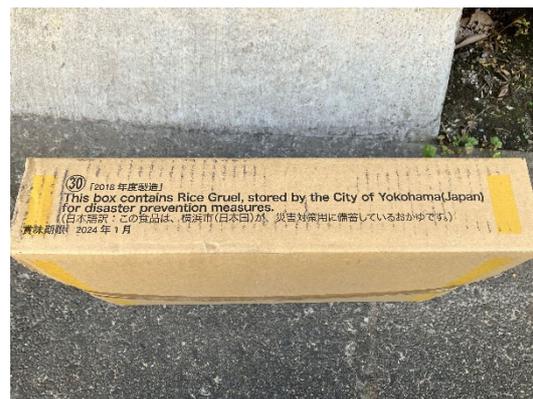
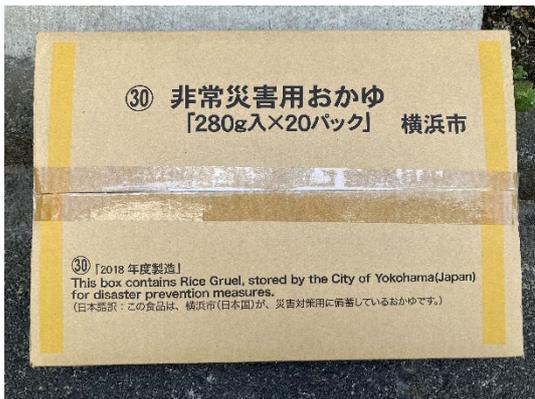
■ 平成29年度製造水缶・青色ラベル(賞味期限:令和6年8月31日まで)



■ 平成30年度製造保存パン・黄色ラベル(賞味期限:令和6年1月31日まで)

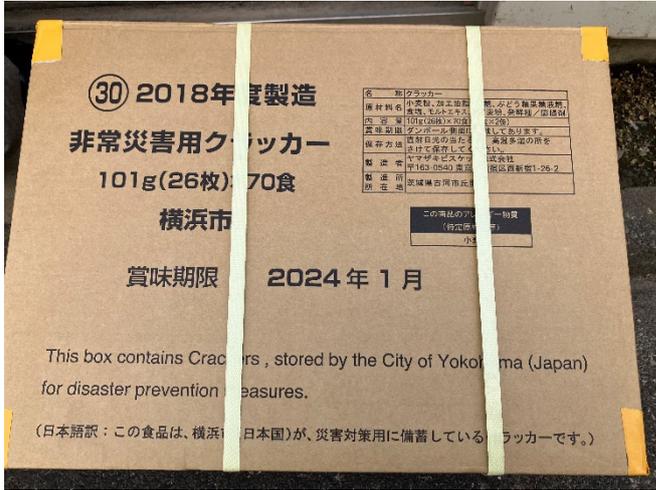


■ 平成30年度製造保存おかゆ・黄色ラベル(賞味期限:令和6年1月31日まで)

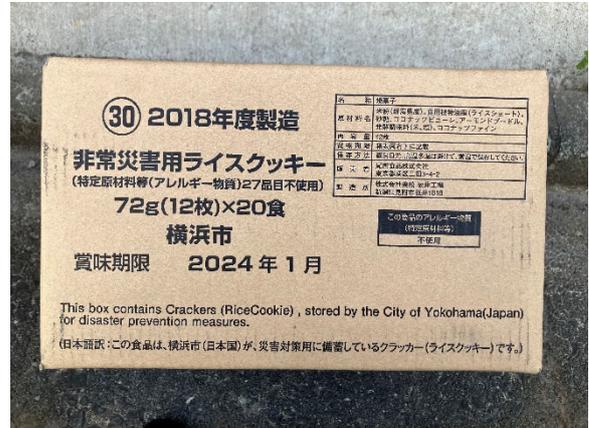
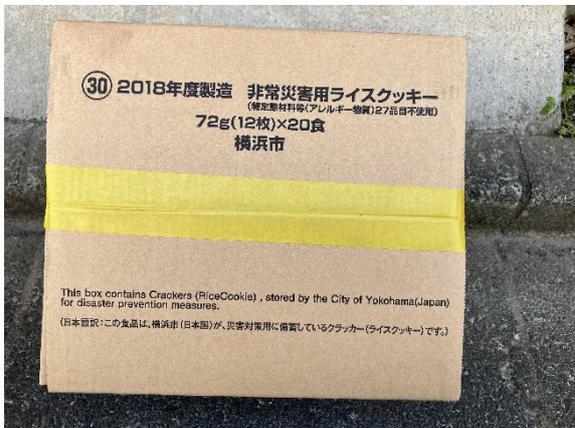


■ 平成 30 年度製造クラッカー・黄色ラベル

(賞味期限：令和 6 年 1 月 31 日または令和 6 年 2 月 28 日まで)



■ 平成 30 年度製造ライスクッキー・黄色ラベル (賞味期限：令和 6 年 1 月 31 日)



【拠点では有効活用できないもの（8月～9月に回収予定）】

■ 平成30年度製造スープ・黄色ラベル（賞味期限：令和5年7月まで）



■ 令和4年度製造粉ミルク・青色ラベル（賞味期限：令和5年12月まで）



【区役所にのみ配備されているもの（8月～9月に回収予定）】

- 平成29年度製造ビスケット・青色ラベル（賞味期限：令和6年8月31日まで）



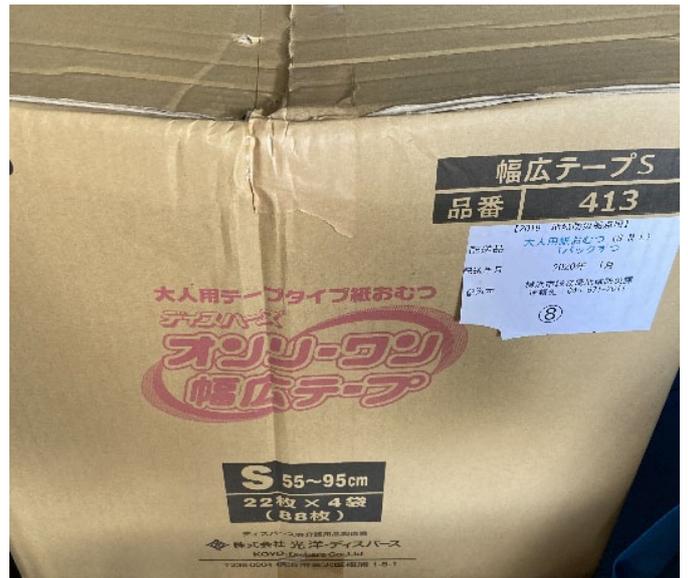
(旭区、磯子区、金沢区、港北区の拠点のみ更新)

【生活用品（8月～9月に回収予定）】

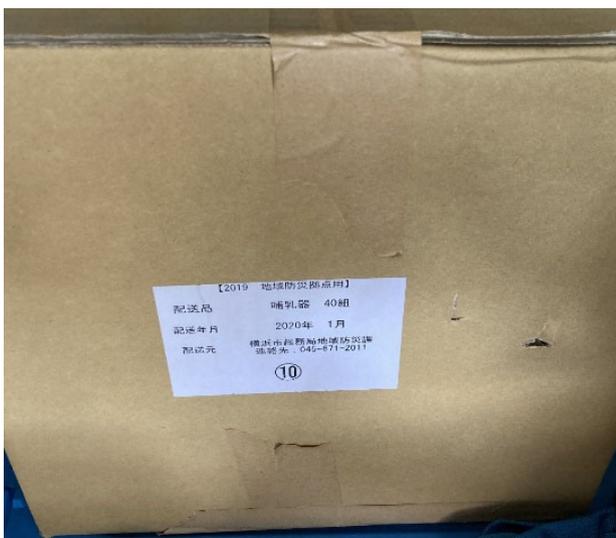
■ 小人用おむつ（①～⑦ラベル）



■ 大人用おむつ（⑧、⑨ラベル）



■ 哺乳器（⑩ラベル）



■ 生理用品（⑪ラベル）



港北区地域防災拠点運営委員長

横浜市港北区総務課長

令和5年度地域防災拠点運営研修のご案内（依頼）

立夏の候 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、横浜市政の推進にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、今年度も、地域防災拠点運営委員の方を対象とした、地域拠点運営研修を実施します。

別添の案内資料をご覧のうえ、受講者を推薦いただきますようお願いいたします。

※推薦は任意

※委員長が受講していただくことも可能

1 研修概要（日時、場所、申込み方法、問合せ先 等）

案内資料「令和5年度地域防災拠点運営研修のご案内」のとおり

2 添付資料

案内資料「令和5年度地域防災拠点運営研修のご案内」

（担当）

港北区総務課防災担当

新井田、渡部

TEL 045-540-2206 FAX 045-540-2209

MAIL ko-bousai@city.yokohama.jp

令和5年度 地域防災拠点運営研修のご案内

地震時の避難所である地域防災拠点は、拠点運営委員や避難された方によって運営します。
本研修を受講いただき、具体的な運営方法を学びましょう。

1 研修対象者

拠点運営委員の方（研修の成果を地域防災拠点運営につなげていただくため、お手数ですが、各拠点の代表者の方からご推薦をお願いします。）

※推薦は任意です。

※各組織から**2名**まで推薦可能です。

※家庭防災員、防災ライセンス講習会、
防災・減災推進研修を受講された方も推薦可能です。

【受講者の声】

想定していなかった課題をイメージできた。
日頃からの事前の備えが大切だと感じた。



2 研修内容

（1）研修カリキュラム

前半	【講義】 「 地域防災拠点の運営方法について知ろう 」	○地域防災拠点の運営方法や拠点運営の活動事例等について学びます。
後半	【グループワーク】 「 避難所運営の模擬体験をしよう 」	○ケーススタディを通して避難所で起きている出来事にどう対応するか図上にて体験します。

（2）開催日時 ※ 内容はすべて同じです。

日程	時間	場所	定員
7月18日（火）	14：30～16：00	横浜市民防災センター（横浜駅）	60名
7月19日（水）	9：30～12：00	横浜市民防災センター（横浜駅）	60名
7月29日（土）	9：30～12：00	青葉区役所（市が尾駅）	50名
8月5日（土）	9：30～12：00	戸塚区役所（戸塚駅）	50名

3 申し込み方法

「地域防災拠点運営研修 推薦書」（別紙1）に、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、**6月21日（水）まで（必着）**に、以下の宛先にお申し込みください。

申し込みの受付や受講者決定通知の送付等は、イマジネーション株式会社に委託しています。

【宛先】イマジネーション株式会社

○郵送：〒231-8799 横浜港郵便局留 イマジネーション株式会社宛

○FAX：045-845-5500

○電子メール：yokohama-bousai@imagination.co.jp

4 受講者の決定

7月上旬ごろに、受講決定の通知を、受講者あてにお送りいたします。

※希望者が、定員を超えた場合は、来年度以降に受講をお願いすることがあります。その場合、「各区の受講者数のバランス」などを考慮し、受講者を決定させていただきますのでご了承ください。

5 自宅学習編のご案内

会場での受講のほか、横浜市が指定する動画を視聴した方は、「地域防災拠点運営研修」を受講したものとします（自宅学習編の受講にあたっては、お申し込みは不要です。）。

詳細は、本市ウェブサイトをご確認ください。

下記QRコード（またはURL、検索）により本市ウェブサイトへアクセスできます。



QRコード

横浜市 地域防災拠点運営研修 検索

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/chikitaisaku/kyotenkensyuu.html>

なお、昨年度と同様にDVD等動画視聴の方法でご受講いただいた方で、修了証発行を希望される場合には、お手数ですが「修了証発行申請書」（別紙2）を総務局地域防災課まで送付ください。

申請書受付期間：令和5年6月21日（水）から令和6年3月20日（水）まで

6 お問い合わせ

研修の申し込み方法等について（申し込みの受付業務を以下に委託しています）

担当：イマジネーション株式会社 電話：045-330-4705

研修の内容や自宅学習編について

担当：横浜市総務局地域防災課（森崎、福田） 電話：045-671-2011

7 その他

※当日午前8時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合や悪天候等の理由により中止することがあります。当日中止と判断した場合には、当日午前8時以降に横浜市ホームページにてご案内いたします。PC・スマートフォン等をお持ちでない方は、横浜市コールセンターまで御連絡下さい。

<研修に関するホームページはこちら>



QRコード

横浜市 地域防災拠点運営研修 検索

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/chikitaisaku/kyotenkensyuu.html>

<横浜市コールセンター> 045-664-2525 (平日・土日祝日いずれも 8:00~21:00)

令和 年 月 日

イマジネーション株式会社 行

地域防災拠点名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

「地域防災拠点運営研修」推薦書

令和5年度の「地域防災拠点運営研修」受講者として、次の方を推薦します。

しめい 氏名	住所	電話番号
	〒	
	〒	

- ・各組織から2名まで推薦することができます。
- ・氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
- ・**6月21日（水）まで（必着）**にご送付ください。

【受講希望日】 受講可能日（太枠）に○をつけてください。

※日程調整の都合上、できる限り多くの日程に○のご記入をお願いします。

実施日時	【第1回】 7月18日（火） 14:30～16:00	【第2回】 7月19日（水） 9:30～12:00	【第3回】 7月29日（土） 9:30～12:00	【第4回】 8月5日（土） 9:30～12:00
場所	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	青葉区役所	戸塚区役所
受講可能日 （○を記入）				

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

【宛先】イマジネーション株式会社

○郵送：〒231-8799 横浜港郵便局留 イマジネーション株式会社宛

○FAX：045-845-5500

○電子メール：yokohama-bousai@imagination.co.jp

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

「地域防災拠点運営研修」修了証発行申請書

次の方は指定された地域防災拠点運営に関する動画を閲覧しました。「地域防災拠点運営研修」の修了証の発行を申請します。

しめい 氏名	住所	電話番号
	〒	

動画名（収録時間）	閲覧完了
横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（約20分）	
地域防災拠点の開設・運営について（約18分）	
新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難（約5分）	
在宅避難について（約5分）	

- ※ すべての動画を閲覧していただくことが修了証発行の条件となります。
- ※ それぞれの動画について、閲覧完了欄にチェックをお願いします。
- ※ 組織内で取りまとめてご提出される場合は、本紙の氏名欄に「裏面のとおりの」と記載し、裏面に希望者全員分の「氏名」・「住所」・「電話番号」をご記入のうえご提出ください。

閲覧した動画に
チェック(✓)

【動画の案内】下記横浜市ホームページの掲載動画より閲覧をお願いします。



横浜市 地域防災拠点運営研修

検索

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/chikitaisaku/kyotenkensyuu.html>

【備考】

修了証発行の申込みにあたり収集する氏名、住所、電話番号の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、修了証の送付や研修のご案内等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

修了証には、地域防災拠点開設・運営マニュアルやスターターキット等、地域防災拠点運営を推進していただくうえで、参考となる資料を同封する予定です。また、申請書提出から修了証発行までに、数週間から数か月程度お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

申請書送付先・問い合わせ先

※申請書はメール、FAX、郵送いずれかで送付してください。

総務局地域防災課（森崎・福田）

TEL : 045-671-2011 FAX : 045-641-1677

メール : so-gensai@city.yokohama.jp

住所 : 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階

災害時のペット対策について

地域防災拠点総会資料
港北区生活衛生課

1 目的

➡ **人の命や安全を守るための取組です**

ペットと一緒に避難できない場合

- ・ 飼い主が必要な避難をためらう
- ・ ペットが心配で自宅に戻り被害に遭う可能性

ペットが近くにいることのメリット

- ・ 飼い主の心のケアに役立つ
- ・ 飼い犬の放浪による咬傷事故を防止に繋がる

2 動物の飼育頭数

港北区 犬の登録件数

約13,400頭

ほぼ同数の猫

約13,400頭

$27,000\text{頭} \div 29\text{拠点} = \text{約}930\text{頭} / 1\text{拠点}$

他にも ウサギ、ハムスター、インコなど…

3 飼い主の責務（一部抜粋）

① 一時預け先の確保(親戚、ペットホテル等)

② 日ごろのしつけ

- ・人と動物の接触に慣らす
- ・ケージ等に慣らす
- ・不必要に吠えないようにしておく 等

③動物用避難用品の確保※

ペットフード、水、薬、ケージなど

※全て飼い主が用意する必要があります。

4 拠点で実施する内容



「ペットとの同行避難対応ガイドライン」に従った内容をお願いします。

令和3年度
防災拠点におけるペットの災害
対策のDVDを全拠点に配布

運営委員会や雨天時の訓練等
でご活用ください。

4 拠点で実施する内容

① 一時飼育場所の設定・周知

24拠点で設定 ※

② 飼育ルールの設定 ★

8拠点で設定 ※

③ ペット同行避難訓練の実施

これまで21拠点で実施 ※

※区の拠点参与係長に確認した実績数
(R4年度末時点)

5 飼育ルールの一例

- ① 受け入れられる動物の設定
(犬・猫・小鳥・小型げっ歯類など)
- ② 決められた場所でケージに入れる
- ③ 飼育・管理は飼い主自身で行う
- ④ 飼育に必要な作業は飼い主の皆さんで行う
 - ・ 飼育場所と周囲の清掃、消毒
 - ・ 廃棄物、排泄物集積場所の管理 等

【参考】ガイドラインなどの資料掲載

1 災害時のペット対策

横浜市の災害時ペット対策については、平成23年5月に「災害時のペット対策～ペットとの同行避難対応ガイドライン～」にまとめています。

「横浜市防災計画（震災対策編）」、「横浜市地域防災拠点開設・運営マニュアル」、「人とペットの災害対策ガイドライン（外部サイト）」（環境省）などを指し示した内容になっています。

ペットを飼っている人、地域防災拠点を運営する人など、地域の皆様にも広く「ペット同行避難」についてご理解いただき、災害発生時に避難先での混乱が生じることがないよう、平常時の備えや取組をすすめていただくための指針としてご活用ください。

なお、環境省ホームページ（外部サイト）にも詳しい情報が掲載されていますのでご参照ください。

[災害時のペット対策 ～ペットとの同行避難ガイドライン～（PDF：8.658KB）](#)



災害時のペット対策（令和4年改訂版）

2 ペット同行避難

横浜市動物愛護センターHP

<https://www.city.yokohama.lg.jp/curashi/sumai-kurashi/pet-dobutsu/aigo/saigai-taisaku/disaster.html>



令和3年度に配布したDVDのデータやチラシなどもHPに掲載しています。

【参考】一時飼育場所の設置事例



校庭の飼育小屋



校舎横のスペース

【参考】ペット同行避難訓練の掲示物(一部)

災害時のペットの飼育環境について

災害の規模、地域や被災の状況、発災時から時間の経過によって選択できる環境が異なります。飼い主自身がそれぞれの状況を踏まえて適切な飼育環境を選びましょう！

◆在宅避難（自宅で生活が可能な場合）

- 支援物資や情報は、必要に応じて避難所へ入手します。
- 避難所でのペットの生活に支障があり、二次災害の危険の可能性が低い場合、人は避難所で生活、ペットは自宅で飼養し、世話をしに送るという方法もあります。ただし、二次被害の危険がある場合は、この方法は避け同行避難しましょう。

◆同行避難（避難所で飼養する場合）

- 避難してきたペットは人の居住空間とは別のスペース「別居」で生活することが基本（一飼育場所）となります。
- 避難所では、各避難所のルール、使い慣れたものが責任を持って提供をします。自治体の連絡先や、飼い主同士が助け合い、協力して衛生管理をすることが大切です。

◆親戚、友人等、施設などに預ける

- 預養が困難な場合は、被災していない地域の親戚や友人など、一時的に預かってくれる施設に預けましょう。

◆「同居」「住み分け」で飼養する場合

ペットが病気や高齢などの理由で、一時飼育場所へ移すことが困難な場合、ペットと同じスペースと一緒に避難生活を送る方法です。飼い主は、扉を閉めて眠れる状態を確保し、エコノミー症候群や胸中症への対策をしましょう。ペットも避難申請になるため、避難所の清潔や被災に十分注意しましょう。

所有者の明示

災害時の混乱の中では、ペットが行方不明になってしまうこともあります。保護された時、必要となるのが識別情報です。鑑札や迷子札、マイクロチップの装着等、所有者の明示をしましょう。

基本的な「しつけ」

他の避難者に迷惑を得るためにもしつこくしましょう。

- ケージやキャリーに慣れている
- 決められた場所での排泄ができる
- 無駄吠えをしない
- 「待て」「おぼり」「伏せ」「おいで」ができる

★ケージやペットにとって安心できる場所においておくことが大切！

- ・日常の生活で休息スペースとして活用する
- ・中でおやつやフードをあげるなど、良い印象を持たせる

健康管理

避難生活ではストレスがかり、体調を崩しやすくなります。

- 狂犬病予防接種（犬のみ）と各種ワクチン接種
- フィラリア症の予防・駆除
- ノミ・ダニなどの寄生虫の予防・駆除
- 体を清潔に保つ（ブラッシングなど）

ペットのための備蓄品

ペットの緊急健康に親わるものを最優先に、準備し保管します。

- 飲料水・フード（5日以上）
- アジ、キャリーバック
- 処方薬・療法食
- 処方薬・医薬品
- 予備の首輪・ハーネス・リード（伸縮しないもの）
- おしぼり
- ガムテープ（多用途に使用可能）
- 治癒パン
- ペットの避難準備手帳
- トイレ用品
- タオル・ブラシ
- 洗濯ネット（籠）
- 寒い環境のおもちゃ など（500円未満 20 冊程度までを無料で配布中）

- このほか、ケージなども貸し出せます。
- 貸し出しなどをご希望の場合は区防災参与まで

【参考】同行避難訓練の様子



拠点運営委員会担当による訓練の主旨説明

災害応急用井戸名簿の配布等について

災害応急用井戸の指定制度は、震災時等に「生活用水」としての井戸水を地域の方にご提供いただくことを目的として、多くの井戸所有者にご協力いただいています。令和5年3月時点の災害応急用井戸名簿を作成しましたので配布します。平時から防災訓練時などの機会に、指定井戸の場所の確認などに活用してください。

☆ 指定井戸の場所を確認するには…

- ①指定井戸の場所には、右図の「災害用井戸協力の家」プレートを門扉等に掲示していただいています。
- ②福祉保健センター生活衛生課で、今回配布の名簿と同じ、区内災害応急用井戸名簿（井戸の所在地・所有者名字）の最新情報を配架しています。
- ③横浜市行政地図情報提供システムのわいわい防災マップ内に「災害用井戸協力の家」として掲載しています（場所のスポットのみ）。

横浜市行政地図情報提供システム

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>



- ④本市ホームページへの掲載（指定井戸所在地一覧※）
（※ホームページ掲載の同意を頂いた方のみを掲載します）



☆ 指定井戸を利用するには…

- ・震災等の発災時のみに利用してください。平時の利用はできません。
- ・被災時の状況等（破損、水量不足等）によっては利用できない場合があります。利用前には必ず井戸所有者に声をかけてから利用してください。容器をご持参ください。
（※ 井戸所有者の方に、発災時には、より多くの方が井戸水を利用いただけるよう、広く市民の方へ井戸水のご提供をお願いしています。）
- ・利用用途は「生活用水」（洗濯、トイレの流し水や清掃用水等）です。※飲用、炊事用、食材や食器の洗浄には使用しないでください（口に入れないようご注意ください。）。
- ・井戸所有者の方に、提供前に pH 試験紙（医療局生活衛生課配布）や目視等で点検をしてからご提供いただくようお願いしています。
- ・コロナ禍においては、マスクを着用し、密にならないようにするなど、感染防止にご留意の上、ご利用ください。

○指定井戸件数（令和5年3月末時点）

	全市内	港北区内
件数	1,873 件	66 件



○横浜市ホームページ

「災害応急用井戸について」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-ku/rashi/seikatsu/kaiteki/saigai.html#saigaiido>



港北区災害応急用井戸

令和5年3月末時点

番号	井戸所在地	井戸設置者等
1	大曽根台8-31	冨川
2	菊名3-20-18	平松
3	岸根町544	山本
4	小机町1486	石塚
5	小机町221	藤本
6	小机町241	長嶋
7	小机町274	山下
8	小机町409	高橋
9	小机町434	藤井
10	小机町866	藤井
11	小机町997	横溝
12	篠原北1-23-20	臼井
13	篠原北2-9-29	井谷
14	篠原台町13-8	八木
15	篠原町1099	石田
16	篠原町2604	土橋
17	篠原町2754	村上
18	篠原町2813	若林
19	篠原町71	堤
20	篠原町82	羽田
21	篠原西町33-11	篠塚
22	篠原東3-8-25	小西
23	下田町2-4-8	渡辺
24	下田町2-16-32	阿部
25	下田町3-6-40	島崎
26	新吉田東1-6-27	長瀬
27	新吉田東5-47-31	勝岡
28	新吉田東1-10-34 (山に向かい左側)	本多
29	新吉田町3441	山本
30	新吉田東4-2-34	金子
31	新吉田東1-64-17	横溝
32	新吉田東1-10-7	山本
33	樽町1-14-45	鈴木
34	綱島台6-29	小泉
35	綱島東6-16-16	佐藤

港北区災害応急用井戸

令和5年3月末時点

番号	井戸所在地	井戸設置者等
36	仲手原1-10-2	臼井
37	仲手原1-19-7	大澤
38	仲手原1-3-13	杉山
39	仲手原2-41-4	金田
40	仲手原2-45-9	岡本
41	新羽町1093-11	白岩
42	新羽町2474-5	佐々木
43	新羽町4080	米山
44	新羽町4170	秋本
45	新羽町4187	峯木
46	新羽町4350	金子
47	日吉1-25-5	寺沢
48	日吉1-9-3	鎌田
49	日吉本町1-28-26	石川
50	日吉本町1-32-4	峯尾
51	日吉本町1-33-14	八木
52	日吉本町2-10-11	熊澤
53	日吉本町2-2-3	島津
54	日吉本町3-1-37	斉藤
55	日吉本町3-1-38	上田
56	富士塚2-29-39	加藤
57	富士塚2-6-5	森
58	大倉山6-32-23	西山
59	箕輪町1-25-10	田辺
60	箕輪町3-3-14	小嶋
61	箕輪町3-4-6	池本
62	師岡町1148-4	田中
63	師岡町539	鈴木
64	師岡町539	三田村
65	大倉山2-8-7	(宗) 歓成院
66	日吉本町1-34-21	日吉台小学校

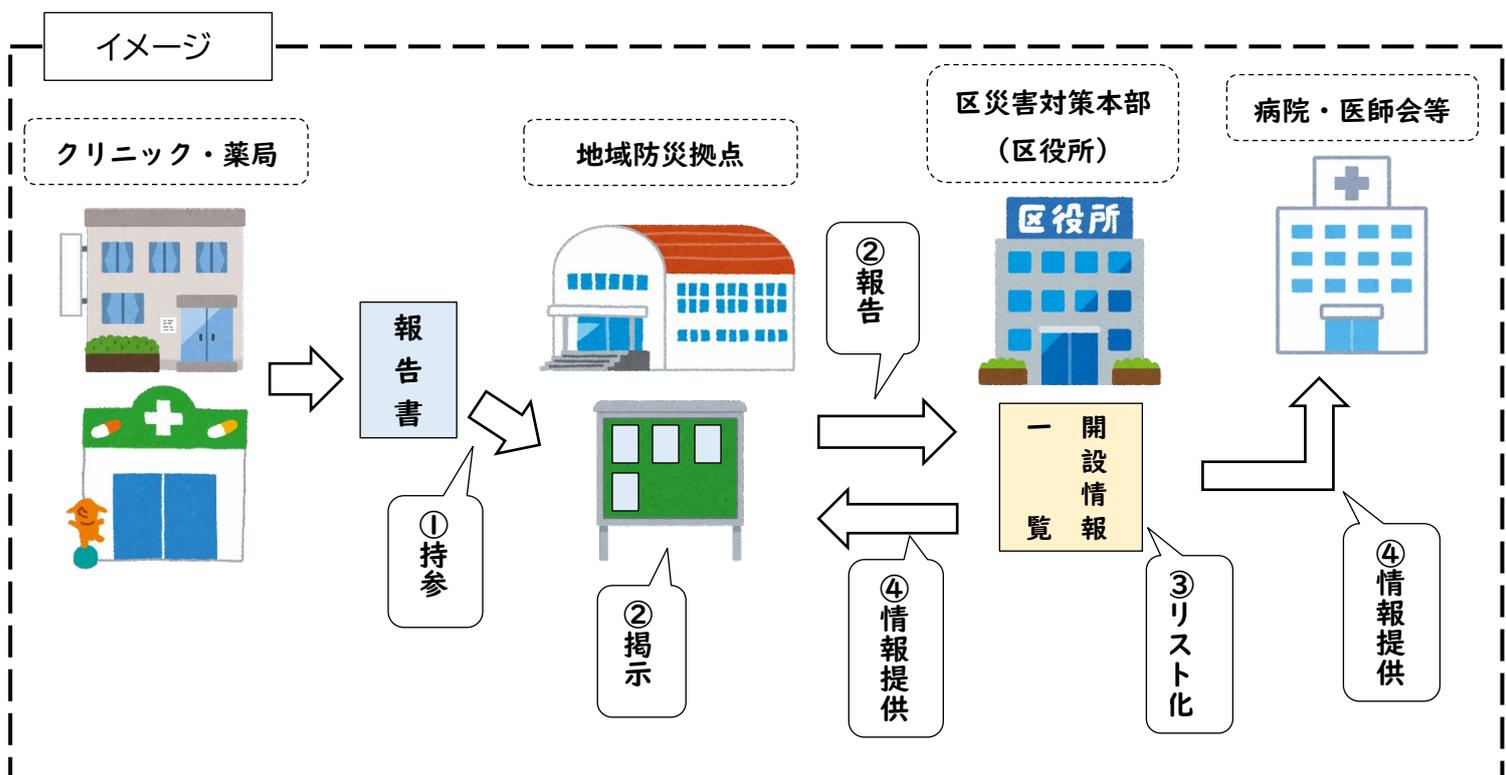
地域防災拠点における医療機関開設情報の取扱いについて

大規模震災時に迅速かつ確かな救援・救助を行うためには、医療機関の開設状況等の把握が非常に重要となります。そのため、港北区では、震災の影響で電話やインターネットが使用不可になった際に、地域の医療機関の情報集約を目的として、医師会、歯科医師会、薬剤師会加入の医療機関が自院の開設情報を最寄りの地域防災拠点へ報告を行います。

また、本件は令和3年度から開始した取組で、昨年度に3か所の地域防災拠点で訓練を初めて行いました。今後も引き続き周知啓発及び訓練を行い、地域防災拠点と医療機関それぞれに取組の定着を図ってまいりますので、ご協力をお願いします。

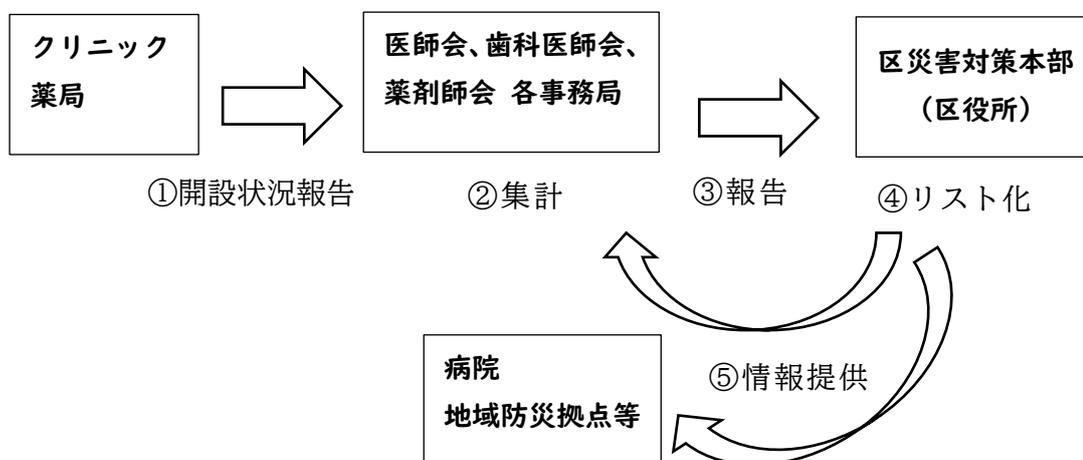
1 報告の流れ

- ① 地域のクリニック、薬局が最寄りの地域防災拠点へ「災害時医療機関報告書」（以下、「報告書」という）を持参し、受付に提出します。※様式1-1～3
- ② 地域防災拠点では、情報板等のスペースに報告書を掲示するとともに、区災害対策本部（区役所）へ防災無線等で医療機関の開設状況を報告します。報告の際には、地域防災拠点に常備されている、「医療機関一覧」を使用します。
- ③ 区災害対策本部では、地域防災拠点から報告を受けた情報と、医師会等からの情報も併せて、医療機関の開設情報を集約しリスト化します。
- ④ リスト化した医療機関の開設情報を地域防災拠点や関係機関へ必要に応じて情報提供します。



【参考】通信手段の回復時

電話やインターネットの開通後は報告書の運用を停止し、地域防災拠点へは区役所から情報提供を行います。



2 訓練について

地域防災拠点の訓練に併せて、報告訓練を行います。

昨年度に引き続き、いくつかの地域防災拠点で順次行っていく予定ですが、調整については各地域防災拠点の参加を通して行いますので、その際には可能な範囲でご協力くださいますようお願いいたします。

なお、訓練の実施希望がある場合は、下記の担当者又は参加にお申し出ください。

<訓練の流れ>

- ① 地域防災拠点訓練当日に、医療機関が地域防災拠点へ報告書を持参し、受付に提出します。
- ② 医療機関から報告書を受け取った地域防災拠点は、防災無線の訓練の際に医療機関の開設状況を区本部へ報告します。
- ③ 情報板になりうるスペースや壁などに報告書を掲示します。

担当：港北区福祉保健課事業企画担当

久保村、大河原

電話 045 (540) 2360

FAX 045 (540) 2368

この用紙は横浜市域に震度 6 弱以上の地震発生後(それに準ずる災害後)に
医療機関の被災状況・開設状況を報告する用紙です。

《医療機関の方へ》

※近隣の地域防災拠点に、電話やインターネットが開通するまで毎日、当日の状況を記載しお渡してください。
 (状況が同じ場合でも、毎日提出してください)

※既定の地域防災拠点が不明時は近隣の地域防災拠点の拠点受付に報告書を提出してください。

※災害時は、地域の医療資源を維持するために可能な範囲で開設をお願いします。開設が難しい先生は、
 次のステップに進み医療救護活動のご協力をお願いします。(災害時医療活動:フロー図を参照)

《市民の方・医療機関の方》

※診療所・定点診療による診察対象者は、主に軽症患者(緑タグ)となります。

記載日時	年	月	日
診療機関名			
住所			
医師名			
①診療の可否	1. 可	2.一部可	3.不可
②診療可能な内容	以下は、①で 1.可、もしくは 2.一部可と答えた方にお伺いします。		
	内科系	1.可	2.不可
	小児科	1.可	2.不可
	外科系	1.可	2.不可
	院内処方	1.可	2.不可
	軽症の外傷処置	1.可	2.不可
	処方箋の発行	1.可	2.不可
	薬や体調の相談	1.可	2.不可
	その他、可能な診療科・ 診療内容(自由記載)		
③診察時間	1.通常通り	2.臨時(~)	
④ライフライン の状況	電気()	水道()	ガス()
	通信機器()	電子カルテ()	

《医療従事者へ》 下記の人材・資材が不足しています。ヘルプをお願いします。

必要な人材	1.医師	2.看護師	3.薬剤師	4.歯科医師	5.事務員
必要な資材等 (自由記載)					

《地域防災拠点の方のみ》

- この用紙を1か所にまとめて掲示してください。
- 太枠の部分を区役所へ無線等により報告してください。 (実施後☑)

この用紙は横浜市域に震度 6 弱以上の地震発生後(それに準ずる災害後)に
医療機関の被災状況・開設状況を報告する用紙です。

《医療機関の方へ》

※近隣の地域防災拠点に、電話やインターネットが開通するまで毎日、当日の状況を記載しお渡してください。

(状況が同じ場合でも、毎日提出してください)

※既定の地域防災拠点が不明時は近隣の地域防災拠点の拠点受付に報告書を提出してください。

※災害時は、地域の医療資源を維持するために可能な範囲で開設をお願いします。開設が難しい先生は、次のステップに進み医療救護活動のご協力をお願いします。

《市民の方・医療機関の方》

※診療所・定点診療による診察対象者は、主に軽症患者（緑タグ）となります。

＜市民の方・医療機関の方＞

記載日時	年	月	日		
診療機関名					
住所					
歯科医師名					
①診療の可否	1. 可	2.一部可	3.不可		
②診療可能な内容	以下は、①で 1.可、もしくは 2.一部可と答えた方にお伺いします。				
	軽症の外傷処置	1.可	2.不可	歯科診療	1.可
	その他可能な診療内容(自由記載)				
③診察時間	1.通常通り	2.臨時(~)			
④ライフラインの状況	電気()	水道()	ガス()		
	通信機器()	電子カルテ()			

＜医療従事者へ＞ 下記の人材・資材が不足しています。ヘルプをお願いします。

必要な資材等 (自由記載)	
------------------	--

《地域防災拠点の方のみ》

- この用紙を1か所にまとめて掲示してください。
- 太枠の部分を区役所へ無線等により報告してください。 (実施後)

【災害時医療機関報告書】

この用紙は横浜市域に震度 6 弱以上の地震発生後(それに準ずる災害後)に
医療機関の被災状況・開設状況を報告する用紙です。

《医療機関の方へ》

※近隣の地域防災拠点に、電話やインターネットが開通するまで毎日、当日の状況を記載しお渡してください。
(状況が同じ場合でも、毎日提出してください)

※既定の地域防災拠点が不明時は近隣の地域防災拠点に報告書を提出してください。

※災害時は、地域の医療資源を維持するために可能な範囲で開設をお願いします。開設が難しい先生は、次のステップに進み医療救護活動のご協力をお願いします。

《市民の方・医療機関の方》

※診療所・定点診療による診察対象者は、主に軽症患者（緑タグ）となります。

記載日時	年	月	日
薬局名			
住所			
薬剤師名			
①開局の可否	1. 可	2. 一部可	3. 不可
②開局時間	以下は、①で 1.開局可、もしくは 2.一部可と答えた方にお伺いします。		
	1.通常通り	2.臨時(~)	
③ライフライン の状況	電気()	水道()	ガス()
	通信機器()		電子カルテ()

＜医療従事者へ＞ 下記の資材が不足しています。ヘルプをお願いします。

必要な資材等 (自由記載)	
------------------	--

《地域防災拠点の方のみ》

- この用紙を1か所にまとめて掲示してください。
- 太枠の部分を区役所へ無線等により報告してください。 (実施後)

別紙：【診療所】港北区医療機関一覧（手持ち用）

年 月 日 時 時点

- ・災害時医療機関報告書の内容を迅速に伝えるための、補助的なリストです。無線や電話での通信連絡時に使用します。
- ・太枠内を区役所へ無線等により報告してください。

※港北区医師会加入の診療所を掲載。

※出典：港北ドクターズと横浜市作成の診療所名簿を基にした、令和3年8月1日現在の情報。

通し番号	名称（50音順）	所在地	電話番号	診療科目	開設可否	備考
医	1 あい診療所	港北区鳥山町1018	595-9481	小児科、内科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	2 赤石整形外科	港北区綱島東1-2-13 マレットビル2F	549-6633	リウマチ科、整形外科、リハビリ科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	3 あかつきクリニック	港北区綱島東4-2-5 ハルマツト綱島101号室	543-7101	内科、内科(胃腸)、外科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	4 浅木クリニック	港北区菊名1-1-8	401-8222	内科、内科(消化器・内視鏡)、外科(整形)、リハビリテーション科、皮膚科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	5 あべこどもクリニック	港北区箕輪町2-15-22 ビブリア日吉1F	566-2112	小児科、アレルギー科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	6 アモルクリニック	港北区新横浜3-20-3 リバーサイドビル701	475-1000	産婦人科、内科、婦人科、内科(血液)、内科(腫瘍)	1.可 2.一部可 3.不可	
医	7 有馬医院	港北区富士塚1-1-9 アリマデビル1F 101	431-6565	内科、皮膚科、外科、外科(肛門)	1.可 2.一部可 3.不可	
医	8 いいの眼科	港北区綱島西4-8-18-2F	717-9357	眼科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	9 いけだ整形外科	港北区樽町2-6-40 T-PLATZ 2F	533-6260	リウマチ科、外科、整形外科、リハビリ科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	10 石井心療内科	港北区富士塚1-14-28	433-1420	内科、精神科、神経科、心療内科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	11 石井内科医院	港北区日吉本町6-26-5	561-4704	内科、内科(呼吸器)、内科(消化器)、内科(循環器)、小児科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	12 石川こどもクリニック	港北区師岡町700 トレッサ横浜南棟1F	533-5065	小児科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	13 石川整形外科	港北区日吉本町1-15-4 アルエビル	561-8228	リウマチ科、整形外科、リハビリ科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	14 石橋内科クリニック	港北区日吉本町1-23-14 厚川ビル3F	563-3297	内科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	15 井上胃腸内科クリニック	港北区綱島西3-2-20 綱島別所プラザ 2F	540-7754	内科、内科(胃腸)、内科(消化器)	1.可 2.一部可 3.不可	
医	16 いのもり脳神経外科クリニック	港北区北新横浜1-2-3 三橋ビル2F	533-2727	脳神経外科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	17 いわの整形外科	港北区小机町444-1	471-5505	リウマチ科、整形外科、リハビリ科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	18 ウェルケアクリニック	港北区新吉田町6028-1	590-3855	内科、内科(神経)	1.可 2.一部可 3.不可	
医	19 内堀医院	港北区新吉田東5-76-10	546-1006	内科、小児科、皮膚科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	20 内村内科・腎クリニック	港北区日吉5-13-4	534-3334	内科、内科(人工透析)、内科(腎臓)、内科(糖尿病)	1.可 2.一部可 3.不可	
医	21 えびすクリニック	港北区綱島西2-7-2 第7吉田ビル2F	546-8611	内科、消化器科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	22 エンゼル小児科医院	港北区日吉2-9-5	561-3104	内科、循環器科、小児科、アレルギー科、皮膚科、放射線科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	23 大石医院	港北区下田町6-15-34	563-8090	皮膚科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	24 大川小児クリニック	港北区綱島東2-12-19 福島ビル1F	546-1071	小児科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	25 大倉山こじまクリニック	港北区大倉山1-30-1 ブラスハウス2F	542-3535	内科(消化器・内視鏡)、内科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	26 大倉山こどもクリニック	港北区大倉山3-26-6 三保ビル2F	642-8477	小児科、アレルギー科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	27 大倉山診療所	港北区大倉山1-17-3	531-4345	内科(呼吸器)、内科、アレルギー科、小児科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	28 大倉山耳鼻咽喉科	港北区大倉山3-26-6	545-8711	耳鼻いんこう科、アレルギー科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	29 大倉山整形外科リウマチ科クリニック	港北区大倉山3-2-18 セントラル大倉山1F	540-7700	外科(整形)、リウマチ科、リハビリテーション科	1.可 2.一部可 3.不可	
医	30 大倉山脳神経外科クリニック	港北区大倉山3-41-22 大倉山メディカルビル3F	548-1117	外科(脳神経)	1.可 2.一部可 3.不可	
医	31 大倉山皮膚科クリニック	港北区大倉山1-29-11	544-1817	皮膚科	1.可 2.一部可 3.不可	

2 概要説明・防災ミニ講座

「災害時の水の確保について(飲料水の備蓄・災害時給水所等)」

《内容》

災害時に飲料水を確保する方法や地下タンク・緊急給水栓の機能や役割、ご家庭における飲料水の備蓄の必要性などを、参加者の皆さんにチラシを配布して、訓練全体集会の場や個別訓練の中などで説明します。

(災害時にどのくらいの飲料水が必要なのか、どこへ行けば飲料水の確保が出来るのか、自助・共助・公助など)

《対象》

すべての地域防災拠点

※ 複数の地域防災拠点訓練日程が重なった場合には、ご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承ください。

《所要時間》

5分～15分

※時間や内容については、参与経由でご相談ください。



水道局キャラクター
はまびよん

令和5年度 地域防災拠点

災害時の飲料水の確保 訓練・体験メニュー

水道局 菊名水道事務所



水道は、都市のライフラインとして、震災時であっても必要な給水を確保することが不可欠です。

横浜市水道局では水道施設の耐震化を進めつつ、地域防災拠点では、災害用地下給水タンクの操作など、災害時に飲料水を確保するための訓練を市民の皆さまと連携して行っています。

菊名水道事務所では、地域の皆さまが非常時に円滑な応急給水等が行えるよう、訓練メニューをご用意しております。

また、地域防災拠点の訓練実施に際して、飲料水確保のための講座の実施もご検討いただければと思います。

依頼方法及び問い合わせ先

【依頼方法】

地域防災拠点参与(各拠点を担当する区役所の課長又は係長)経由で区役所へご依頼ください。



ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

水道局 菊名水道事務所 事務係 防災担当

電話:045-531-4181 FAX:045-531-9933

災害対策の基本的な考え方

飲料水確保の場所	目印	施設の種類など	分類	開設者	災害時に必要とされる水の量(1人あたり)	
					発災直後から3日目まで 3日間計9ℓ(1日あたり3ℓ)以上	発災4日目以降
ご家庭・企業	—	備蓄している飲料水	自助	—	—	—
災害時給水所	● 災害用地下給水タンク 134基	発災直後からの応急給水を目的として地域防災拠点などの小・中学校や公園・みなとみらい地区などに設置しています。普段は配水管の一部として機能しますが、断水すると自動的に緊急閉止弁が閉まり、タンク内に新鮮な飲料水を確保します。 この施設は、市民の皆さまの「共助」により仮設の蛇口を設置し、手動ポンプで水をくみ上げ給水することができます。非常時に円滑な対応をするため、日頃から市民の皆さまと連携して応急給水訓練を実施しています。	共助	地域の皆さま 横浜市 管工事 協同組合 開設の 補助	—	—
	● 配水池 22か所	普段は浄水場でつくった水道水を一時貯留し、各家庭にお届けする中継施設です。非常時には市民の皆さまが必要とする飲料水の1週間分に相当する水量を確保できます。断水時には、市民の皆さまへの給水を行うほか、給水車への水の補給場所として活用します。	公助	水道局 職員	—	—
	● 緊急給水栓 358基	地震に強い水道管(耐震管)に仮設の蛇口を取り付けて給水する施設で、主に地域防災拠点に指定された小・中学校などに整備しています。この施設は、発災後おおむね4日目以降に、水道局職員が断水状況を踏まえて順次仮設の蛇口を設置していきます。	公助	水道局 職員 横浜市 管工事 協同組合	—	—
のぼり	給水車	水道局職員が行う給水車での運搬給水は、主に医療施設などを中心に行います。また、他都市応援職員の給水車が行う運搬給水は、主に地域防災拠点および特別避難所へ優先的に行います。	公助	水道局 職員 応援都市 職員	—	—

自助 災害に備え1人1日3リットル、最低3日分で9リットル以上の飲料水備蓄をお願いしています。(1日に必要とする飲料水の量の目安は、3リットル程度)

共助 発災直後において、災害用地下給水タンクの開設及び運営に関しましては、地域の方々の助け合いにより行います。水道局は、平常時に開設訓練の補助をさせていただきます。

公助 発災時において、各区災害対策本部等からの要請により、状況に応じ、水道局職員等が水質等の安全性の確認後、応急給水を開設・開始します。したがって緊急給水栓及び配水池に関しましては、**住民の皆様における開設訓練は必要ありません。**

訓練メニュー一覧

1 実技編 (実際に皆さまに実技を行っていただく訓練)

災害用地下給水タンクからの飲料水の確保訓練

《内容》

発災直後において地域の皆さんの助け合いにより災害用地下給水タンクを開設し、飲料水を提供できるようにするための訓練です。

《対象》

災害用地下給水タンクが設置されている地域防災拠点

《基本メニュー(その1)》

組み立て実技訓練(少人数対象)

全体訓練開始前・終了後に行うことも可能です。運営委員会メンバー又は運営委員会が指名したメンバー(食料物資班など)などに対して、装置組み立てや操作などの実技訓練を行います。

《所要時間》

30分～45分

《対象人数》

10人～15人程度

※ 訓練の時間や内容に関しましては、参与経路でご相談ください。

実技中心



《基本メニュー(その2)》

地下タンク見学・実技講習会(多人数対象)

訓練参加者(複数のグループを構成)を対象に、水道局職員、地域防災拠点運営委員会または管工事協同組合職員等が行う装置組立て作業を見学しながら、何名かの方(5人程度)に組立作業を体験していただきます。

また、災害時の水の確保に関する話として、飲料水の備蓄等に関する説明をします。

《所要時間》

1グループあたり20分～30分

《対象人数》

1グループ50人以内(実技は5人程度)

説明中心



● 地域防災拠点における耐震給水栓の活用

配水管から屋外水飲み場までを耐震化した施設で、災害用地下給水タンク等の応急給水施設が設置されていない地域防災拠点を対象に整備しています。発災後、特別な作業をすることなく、市民の皆さまは普段と同様に屋外水のみ場(耐震給水栓)から飲料水を確保することができます。
・30カ所設置済み(令和5年3月現在)(令和5年度までに市内全48カ所設置予定)



▲ 地域防災拠点に設置された耐震給水栓

地域防災拠点の無線通信について

横浜市アマチュア無線非常通信協力会
港北区支部

各地域防災拠点の備蓄庫にはアマチュア無線用のトランシーバーとアンテナが保管されています。

発災時、通常の通信網が使えなくなった場合、この無線機を使い、港北区役所内に開設される災害対策本部及び近隣の避難所と非常通信を行うことができます。

地域防災訓練では、区役所への「避難所開設報告」の通信訓練をさせて頂き大変有難うございます。昨年度は全29拠点で機材点検と訓練ができました。私達は日頃、アマチュア無線で通信をしていますが、非常通信をする機会は少ないので貴重な訓練の場となっております。

港北区内防災拠点数 29拠点
港北区支部登録会員 79名



非常通信協力会からのお願い

横浜市アマチュア無線非常通信協力会
港北区支部

1. 防災訓練の時、機材点検と通信訓練をさせて下さい。
通信を担当するメンバーには常日頃の訓練が必要です。
数少ない機会ですので地域防災訓練の際、機材点検と情報受伝達訓練を実施させていただけるようようお願いします。
2. 地域防災拠点担当メンバー確保のため、ご町内でアマチュア無線の免許をお持ちで地域拠点の担当をして下さる方をご紹介します。
(港北区総務課を通して連絡を頂けます。)
☆特に募集をお願いしたい担当者不在の拠点
網島小学校拠点、北網島小学校拠点、城郷中学校拠点
よろしく願いいたします。

港北区災害ボランティア連絡会はなにをするのか

私たちは次のような日常活動と、災害時に備えた訓練や準備を行っています。

1、日常活動

防災意識向上のため

- ・ニュース発行
- ・HP や FB での情報発信
- ・町内会等での講演
- ・災害食研究
- ・全国の災害ボランティアと連携—フェースブックで即時配信
など

2、災害時の活動は

①災害ボランティアセンター運営

- ・区、区社協と協同で運営
- ・「すべては被災者のために」
「最後の一人まで」
- ・全国の経験ある災害ボランティア団体との連携

②避難所運営支援

- ・炊き出し
- ・物資配給
- ・衛生維持
など

③在宅避難者支援

- ・状況把握
- ・物資や情報の提供
など

* 定例会は毎月第3水曜日午前10時から区社協3階で開催
定例会傍聴参加歓迎です。
会員常時募集中です。ご連絡いただきますようお願いいたします。

港北区災害ボランティア連絡会 News



事務局 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸13-1吉田ビル206 港北区社会福祉協議会

TEL 045-547-2324 FAX 045-531-9561

FB 港北区災害ボランティア連絡会

116号

2023年5月

<http://koh-oku-saihora-jindotree.com>



- *入会は随時受け付けています。
- *あなたの町の防災度を高めるためにお力を貸してください。

防災を自分事にする難しさと大切さ

私たちの会の目的の大きな1つは減災行動を多くの区民にとってもらうための働きかけです。ニュース114号に「家は命の入れ物」と題して記事を書きました。それを読んだ方で市の住宅耐震診断にやっと申し込んだ会員がいました。築70年、昔風の窓が大きな作りが気に入っていると話してくれましたが、残念ながら完全アウトの作りです。以前は「地震が起きたら死んでも仕方ない」とおっしゃっていた方ですが、考えが変わったようでとても嬉しい話です。

4年に1度行われる区民意識調査(2020年度)によると、地震で生き延びるための備えは決して高くないことがわかります。このアンケートでは住宅の耐震化については聞いていませんが、横浜市の「第3期横浜市耐震改修促進計画」によると、個人住宅の耐震化率は現状で88%です。それを2026年度までには92%に上げたいと書かれています。課題として「所有者の高齢化による耐震化意欲の減退」が挙げられています。確かに高齢者の一人としてよくわかりますが、データはその年齢層の死亡数が多いことを物語っています。

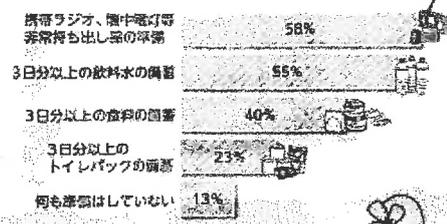
新年度の活動が始まります。2022年度はまだコロナの影響もあり、会員全体の活動状況は活発だったとは言えないものがあります。しかし大切な命と日々の暮らしを守るため減災活動の大切さを全会員で確認し、多くの周りの人に防災を自分事にしてもらう活動を共に進めていきましょう。会員の皆さんの協力がなければ会は前進しないのです。

(宇田川)

地震が来た時に自宅に備えておきたいものをチェックしよう



在宅避難に必要な飲料水や食料等の備蓄は、十分ではありませんでした。

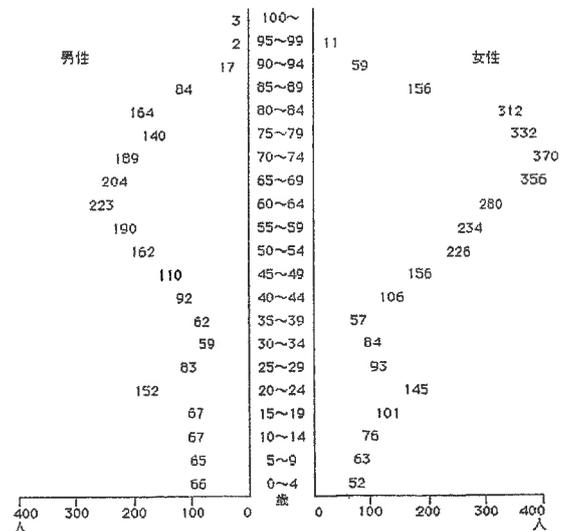


在宅避難に備えて、トイレパックの備蓄も必要なんですね。他にも何を準備したらいいのかな？

商品リストは区防災マップに掲載しています

港北区報より転載

図1 性、年齢別(5歳階級)別死亡数



阪神淡路大震災 兵庫県医師会資料

トイレは大切！ でも、使えますか？

昨年、「災害時のトイレ対策」についてセミナーを開催しました。その時に最低でもひとり1日5回3日分の簡易トイレを備蓄するようお話をさせていただきました。

私がトイレパックを初めて手にしたのは、拠点訓練で配布されたものでした。帰宅して（トイレを催してはいませんが）早速袋から出し、点検、説明書の通りに自宅のトイレに処理袋をかぶせ、コップ1杯の水を入れ、凝固剤を入れ固まる様子を見ていたのを覚えています。一回分だけなのに、処理袋の大きいことに少し疑問を持ちました。でもトイレにかぶせるには必要な大きさなのです。

その後色々なイベントで戴いたり、自分でも買い求めましたが、皆同じようではあるが、処理袋のたたみ方が違ったり、材質に違いがあったり、微妙に肌触りに違いがありました。きっと実際に使用するときには慌てていることもあり、緊張感があるでしょう。又、パックが入っている袋の説明文の文字が小さく読めません（老眼）。必ず一度は説明をきちんと読んで、試してみた方が良いと思いました。

災害時のトイレ問題はとても大切です。トイレの衛生状態が悪化することで、トイレに行く回数を減らそうと、水や食事を控えて体調を崩したり、感染症の原因になるなど、多くの問題を発生します。備蓄（練習も含め）は必要ですが、もう一つ使用済の処理袋を収納するために蓋つきの保存容器もぜひ準備するのが良いと思います。（付岡）



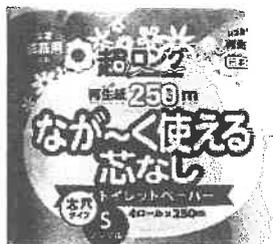
<撮影者 付岡さん>

熊本地震がそうであったように、大きな地震が発生すると水道をはじめ、ライフラインが止まることがあります。また、見た目は変わらなくても、下水管が破裂するなどの異常事態によりトイレが使用できないこともあるようです。その状態でトイレを通常のように使用すると瞬く間に悲惨な状態になることは想像できると思います。トイレが不衛生になると、トイレへ行くことを我慢して、健康に悪影響を与えることもあるようです。仮設トイレが設置されるまで、ある程度の時間を要しますので、その間、簡易トイレを有効に使うことが衛生面を保つためにも必要だと思います。特に発災時に、この意識を共有することと、徹底することが重要なのだと、熊本地震の益城町避難所の運営サポートへ行った際に感じました。ご家庭に簡易トイレを備えておくことと、いざという時に簡易トイレをスムーズに使用するために、どこかで一度使用することをお勧めします。（鴨下）

便利なもの見つけた

経産省はトイレトーパーの備蓄量を一か月分と言っています。使用量は一人一週間で一ロールと計算するようですので、一人4ロール必要になる計算です。家族が多ければ×人数となりますね。すると水の備蓄と同じく場所をふさぐので必要量の確保が難しくなります。普通のロールは50m巻きがほとんどですが、これは250m巻きですから、一巻きで5本分になります。最近あちこちでよく見かける長尺トイレトーパー、お勧めです。

（宇田川）



撮影者 宇田川さん

港北区災害ボランティア連絡会は、区内で開催されるイベントなどに出店して、過去に国内で地震や台風などの災害に見舞われた地域で活動をしている団体の物品を取り寄せて販売をしています。会員がそれぞれのネットワークを活かして出会った「美味しいモノ」ばかり！（と胸をはって言えます）災ボラがイベントに出ないと買えないのかしら？という問い合わせをいただきましたが、個人で購入できるところばかりなので、これから、少しずつ紹介をしていきます。ぜひ、食べてみた感想や「これを使ってこんなレシピを作りました～」といった情報もお寄せ下さい。

「被災地の物品を購入」していただくのは大切な復興支援です。それにプラスして「美味しいモノ」を通しての新しいつながりになれば幸いです。（山口）

第1回 くじらのしっぽ（宮城県石巻市）の絶品塩蔵ワカメ

「あの味が忘れられない！」「また食べたい」と大評判の塩蔵ワカメを提供しているのは「くじらのしっぽ」で、社会福祉法人石巻祥心会が運営しています。当会の宇田川会長が、東日本大震災後に東北各地でボランティア活動に出向いている際に出会ったのがご縁です。

会員Yのおススメは「ド定番」ですが、やっぱりこのワカメを使ったお味噌汁！！ シンプルなだけに、ワカメの美味しさがしみじみ伝わってきます。

ワカメ以外にも「金華塩」「バジル塩」「かき飴」といった商品があるそうなので「気になる～」という方は、ぜひお知り合いの災ボラ会員にリクエストしてみてください。

ネットショップから個人でも購入できますので、以下のURLまたは右の二次元バーコードからご覧になって下さい。

<https://kujiranoshippo.wixsite.com/kujira>



港北区災害ボランティア連絡会25年目

港北区災害ボランティア連絡会は1998年に発足、今年が25年目になります。1995年に起きた阪神淡路大震災では一瞬にして多くの建物や、命を奪われました。その時活躍したのがボランティアでした。しかし残念なことに組織立った活動・望むような活動が行えず、むなしく現地で過ごしたボランティアも多く居ました。そのようなことから「地域の連携を図るために」港北区ではいち早く、区・社協・ボランティア団体が一丸となって、災害ボランティア連絡会を発足させました。

現在は、どこの地域にもある「災害ボランティアネットワーク」ですが、当初は「顔の見えるネットワークづくりに参加してください」が精いっぱい、どのようにボランティアの方をコーディネートしてよいか悩む日々でした。現在ではメンバーの方も変わり、ボランティアセンター運営方法にも変化（ITを駆使しての運営）。幸いにも港北区では大きな災害が起きていませんので、中々有事の様子がつかみきれていないところがあります。

これからも会員同士の活動を尊重し合い、学び合い研鑽する中で、住民の皆さんの協力もいただいて「災害に強い街づくり」を目指していきたいと思えます。（付岡）

お世話になりました これからもご活躍を

港北区災害ボランティア連絡会の皆様、私はこの4月をもって、港北区社会福祉協議会から異動することとなりました。

私がこの連絡会を担当させていただいた期間は、皆様と一緒に災害に関する知識を深めたり、災害ボランティアセンターの運営について考え、貴重な経験を得ることができました。バザーで一緒にお店に立ったことも、楽しかったこととして思い出されます。

また、このニュースの過去の連載である「我が家の防災」などを参考にさせていただき、飲料水や食料、簡易トイレを自宅に備え、転倒の恐れがある家具を置かないようにするなど、気をつけて参りました。職員が倒れてしまった場合は、困難に直面する方たちを支援することはできないと痛感し、少しずつ準備を進めました。

このような港北区での経験は、新任だった私にとって大変意義深いものとなりました。異動先でもこの経験を活かし、つながりを大切にしながら、地域の皆様と福祉の推進に向けて精一杯がんばりたいと思います。今までありがとうございました。

(遠田哲也)



防災コラム 「防災ボランティア事始め」

災害時におけるボランティア活動は100年前の関東大震災のときにも見られました。その後の災害発生時にも学生や青年団、僧侶などが救援活動に参加した記録があります。近年では1990年から始まった雲仙普賢岳噴火や1993年の北海道南西沖地震でも多くの人の関心を引き参加者も増えていきました。

ボランティア元年と呼ばれた阪神淡路大震災で活動した人たちが各地でグループ化をはじめ、日本の防災ボランティア団体が生まれていきました。それを後押しするように1995年に改定された国の防災基本計画には「防災ボランティア活動の環境整備」「ボランティアの受け入れ」の項目が入りました。

神奈川県民活動サポートセンターはそれを受け県が整備したボランティア活動支援施設です。

(宇田川)

【編集後記】

- ◆最近知った西アフリカの諺です。「祈るときは足を動かせ。When you pray, move your feet.」(室伏)
- ◆日本各地で地震が多発しています。万一のための備えを怠らないようにしたいですね。(鴨下)
- ◆トイレットペーパー1ロール250mは気が付きませんでした。私は3年ほど前から1ロール150mを見つけて「やったー」と思っていました。それでも買い求める頻度が減りました。(付岡)
- ◆災害がある場所に「神社」を建てて、神をまつり祈ったそうです。日本の神社の多さが、災害の多さを表しているように思います。(中島)

地域防災拠点運営委員長

災害用コミュニケーションボード等の再配布について(依頼)

日頃から、災害時にも安心して生活ができるための支援、ご尽力いただきありがとうございます。

災害時に障害者とのコミュニケーション等に役立てていただきたく、平成20年にコミュニケーションボード等のセットを配布しておりますが、備品台帳に入っていないため紛失等が発生していることを考慮し、再配布を行います。

災害用コミュニケーションボードは、横浜市内にある障害者団体や、親の会、障害者作業所や活動ホームの連絡会、そして社会福祉協議会、横浜市役所関係部署で組織する「セイフティーネットプロジェクト横浜」というグループで、企画し、作成したものです。

○配布数 1セット

<内容>

- ・説明文書(趣旨書) 1
- ・コミュニケーションボード 3
- ・啓発チラシ 3
- ・文字盤 3
- ・バンダナ 緑色3 黄色3

※クリアーボックス(A4 幅3センチ程度)に入れて配布します。



○配布時期 8～9月頃

(総務局地域防災課が行う備蓄食料の更新に併せて配送させていただきます。)

被災時には地域防災拠点において障害のある方も避難生活を送ることが想定されます。その際に、拠点の関係者が少しでもスムーズにコミュニケーションができるよう、コミュニケーションボードを配布しています。

また、セイフティーネットプロジェクト横浜では出前講座を行っており、障害のある方への理解促進や防災拠点で気にかけてほしい点等をお伝え可能です。

港北区で実施予定の「防災キャラバン」にて横浜市社会福祉協議会・障害者支援センターによる講義やコミュニケーションボードの使用法説明を行います。ご質問や不明点等ございましたら、港北区防災担当までご連絡をお願いいたします。

(担当)

港北区総務課防災担当

新井田、渡部

TEL 045-540-2206 FAX 045-540-2209

MAIL ko-bousai@city.yokohama.jp